

名古屋市富田工場設備更新事業
に係る環境影響評価方法書
(廃棄物処理施設の建設)

平成 24 年 10 月

名 古 屋 市

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1	対象事業の名称、種類	2
2-2	対象事業の目的	2
2-3	対象事業の内容	3
第 3 章	事前配慮の内容	12
3-1	事業計画に際しての配慮	12
3-2	事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	12
3-3	設備更新工事中を想定した配慮	13
3-4	施設の存在・供用時を想定した配慮	15
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	17
4-1	社会的状況	20
4-2	自然的状況	44
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	62
5-1	環境影響評価の項目	62
5-2	調査予定期間	65
5-3	調査及び予測の手法	66
第 6 章	評価の手法	77
6-1	環境の保全のための措置の検討	77
6-2	評価の手法	77
第 7 章	環境影響評価手法の概要	78

[資料編]

[用語解説]

はじめに

本方法書は、名古屋市環境影響評価条例（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）第 9 条第 1 項に基づき、作成し提出するものである。

[略 称]

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	「名古屋市環境保全条例」
東海旅客鉄道 関西本線	JR 関西本線
近畿日本鉄道 名古屋線	近鉄名古屋線

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市

〔代 表 者〕 名古屋市長 河村たかし

〔所 在 地〕 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称、種類

〔名 称〕 名古屋市富田工場設備更新事業

〔種 類〕 廃棄物処理施設の建設（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設の設置）

2-2 対象事業の目的

市民が衛生的で安心、快適な都市生活を送るために、市民生活及び事業活動から排出されるごみを適正に処理することが必要であり、さらには環境に配慮した循環型社会を形成していくため、ごみの減量化、資源化が喫緊の課題となっている。

名古屋市ではこのような状況を踏まえ、ごみ処理全体の将来計画として、「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を平成 20 年に定めており、図 2-2-1 に示すように、年間のごみ処理量を平成 18 年度の 70 万トンから、ごみ処理工場 1 工場分の処理量に相当する 16 万トンを削減し、平成 32 年度には 54 万トンとすることを目標としている。

現在、稼働している名古屋市のごみ焼却施設は南陽、猪子石、五条川及び鳴海の 4 工場であり、富田工場は平成 21 年 3 月から休止している。このうち、南陽工場は、稼働中の他の工場の概ね 3 倍の処理能力を有している。

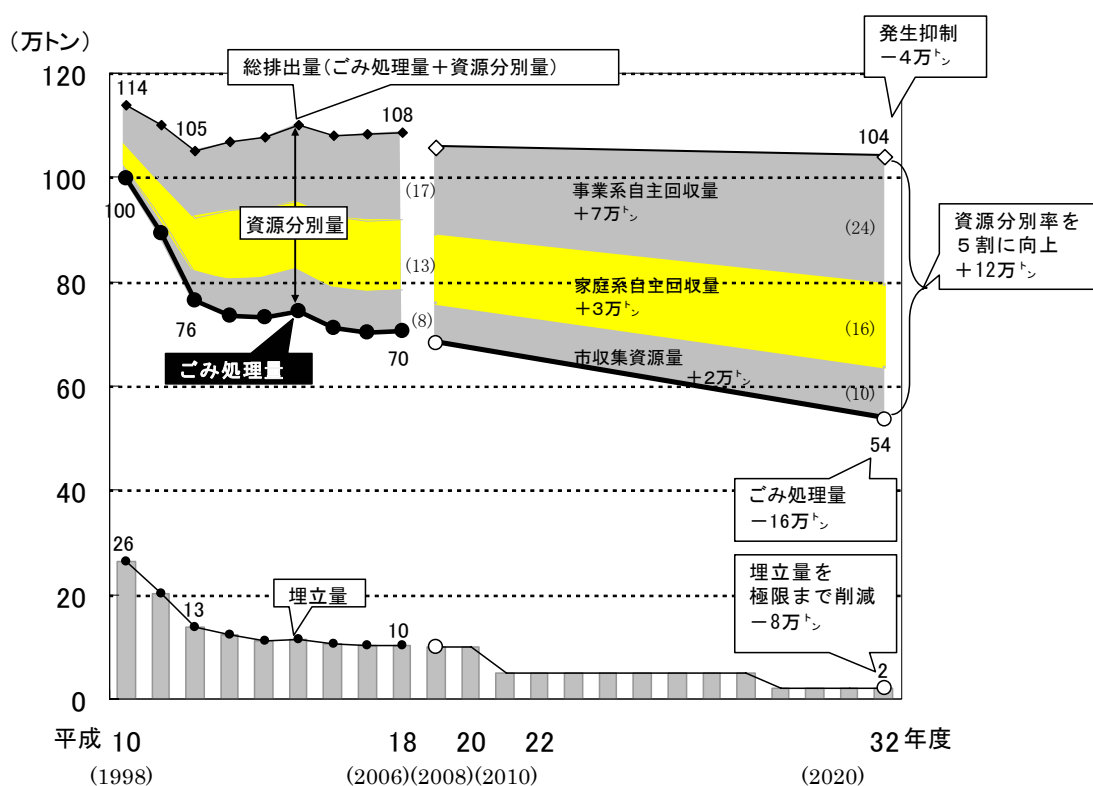


図 2-2-1 ごみ処理量将来計画

注) 上記は名古屋市分である。

この南陽工場の設備更新を行う際には、上記基本計画のごみ処理量の削減目標達成を前提としても、概ね 2 工場分の処理能力不足を生じることとなるため、代替施設の整備が必要となる。工場規模を平準化しリスクの分散を図り、将来的には計画的な更新又は改修のローテーションを確立するため、2 工場の整備（北名古屋工場（仮称）の建設と、休止中の富田工場の再稼働）を検討し、富田工場の再稼働にあたっては、老朽化した設備を更新することが必要であることから、本事業を行うものである。

2-3 対象事業の内容

本市が策定した「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」では「既存建屋については有効活用を図る（建屋は設備よりも耐用年数が長い）」としている。

そのため、本事業では、新耐震基準を満たしている既存建屋については解体せずにそのまま再利用し、内部の既存設備を解体・撤去、新規設備を設置する設備更新工事を行うこととした。

なお、富田工場は平成元年に竣工しており、建設時には「名古屋市環境影響評価指導要綱」（昭和 54 年名古屋市告示第 47 号）に基づき手続きを行った。（資料-1（資料編 p. 資-1）参照）

現時点では、既存設備の撤去及び新規設備の設置は建屋内で可能な限り作業を行い、搬出入に関しては、屋根の一部を開口して行うことを考えており、工事中の周辺環境への影響（騒音、振動、粉じんなど）を極力抑えるよう計画している。

設備更新の主な流れを図 2-3-1 に示す。

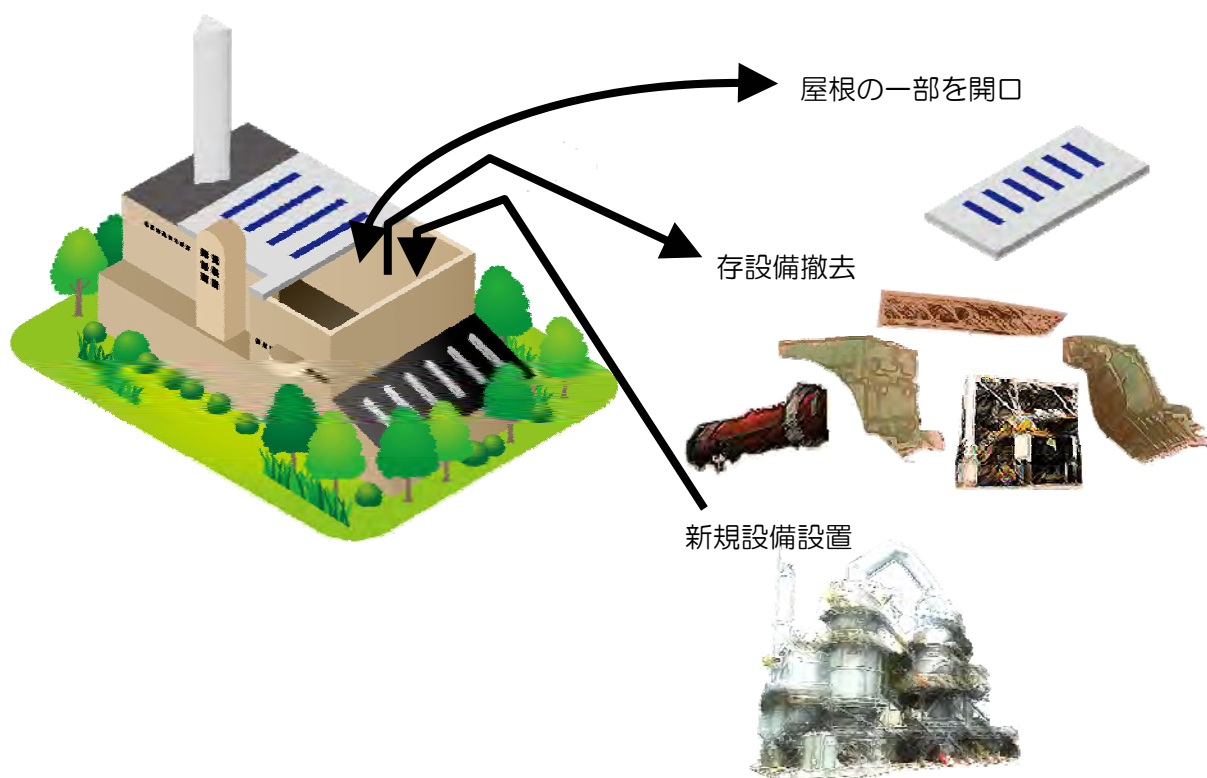


図 2-3-1 設備更新の主な流れ（模式図）

(1) 事業予定地の位置及び区域

名古屋市中川区吉津四丁目 3208 番地（図 2-3-2 参照）

(2) 事業規模

〔処理能力〕 450 t / 日 （150 t / 日 ・ 炉 × 3 炉）

(3) 事業計画の概要

① 基本方針

「第 4 次一般廃棄物処理基本計画」の考えに基づき、既存建屋の有効活用を図る。

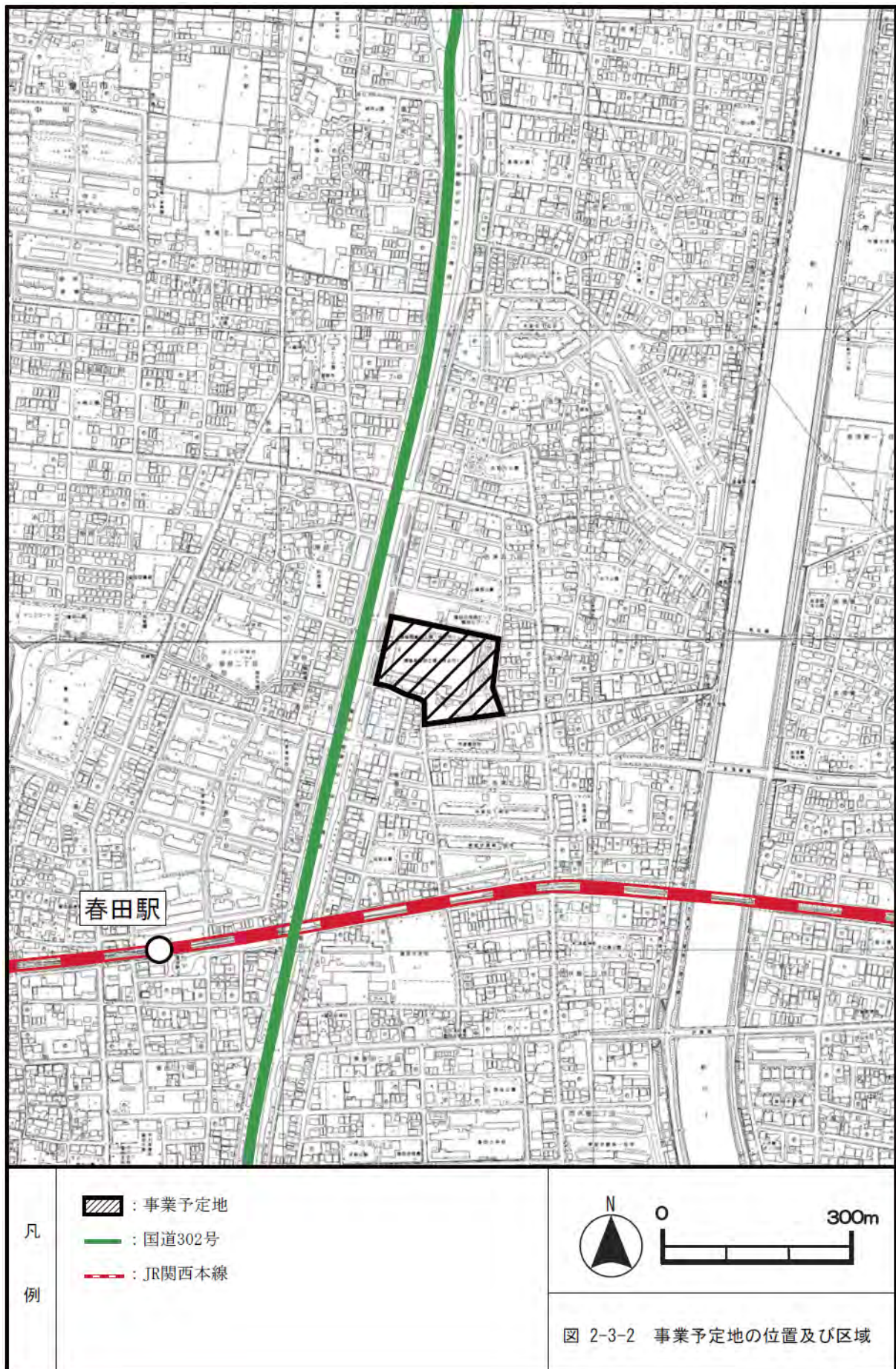
② 施設概要

施設概要は表 2-3-1 に示すとおりである。

現況の建物は写真 2-3-1 に、配置図は図 2-3-3 に、立面図は図 2-3-4 に示すとおりである。

表 2-3-1 施設概要

項 目	概 要
地 域 ・ 地 区	準工業地域、準防火地域、絶対高 31m 高度地区、緑化地域
建 物 構 造	（工場棟）鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建 高さ 25.0m （管理棟）鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 高さ 13.7m （煙 突）鉄筋コンクリート造 高さ 59.9m
竣 工 年	平成元年
敷 地 面 積	約 2.5ha
建 築 面 積	約 21,000 m ²
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉（24 時間連続運転）
処 理 対 象 ご み	可燃ごみ等
排ガス量（湿り）	約 50,000m ³ _N /h（1 炉あたり）
排 ガ ス 処 理	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類の除去
給 排 水 計 画	水道用水を使用し、地下水は使用しない。 工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。
緑 化 計 画	現状緑化率の維持に努める。





(平成 21 年 3 月休止、平成 24 年 8 月撮影)

写真 2-3-1 現況建物（南東側から）

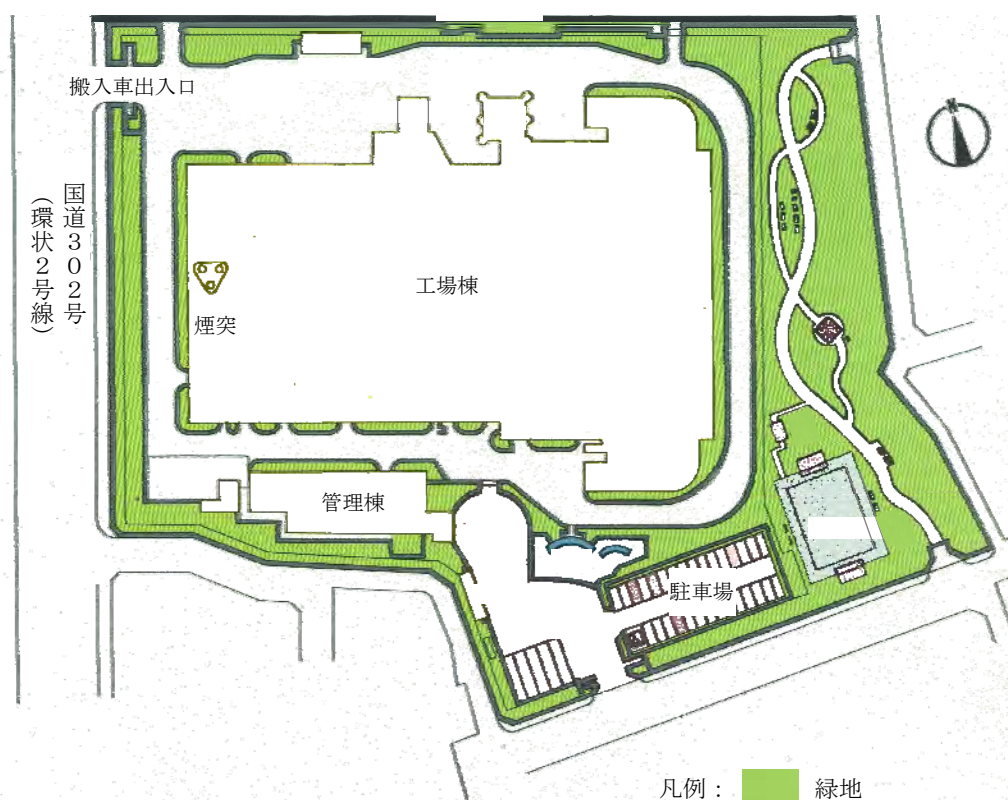


図 2-3-3 配置図

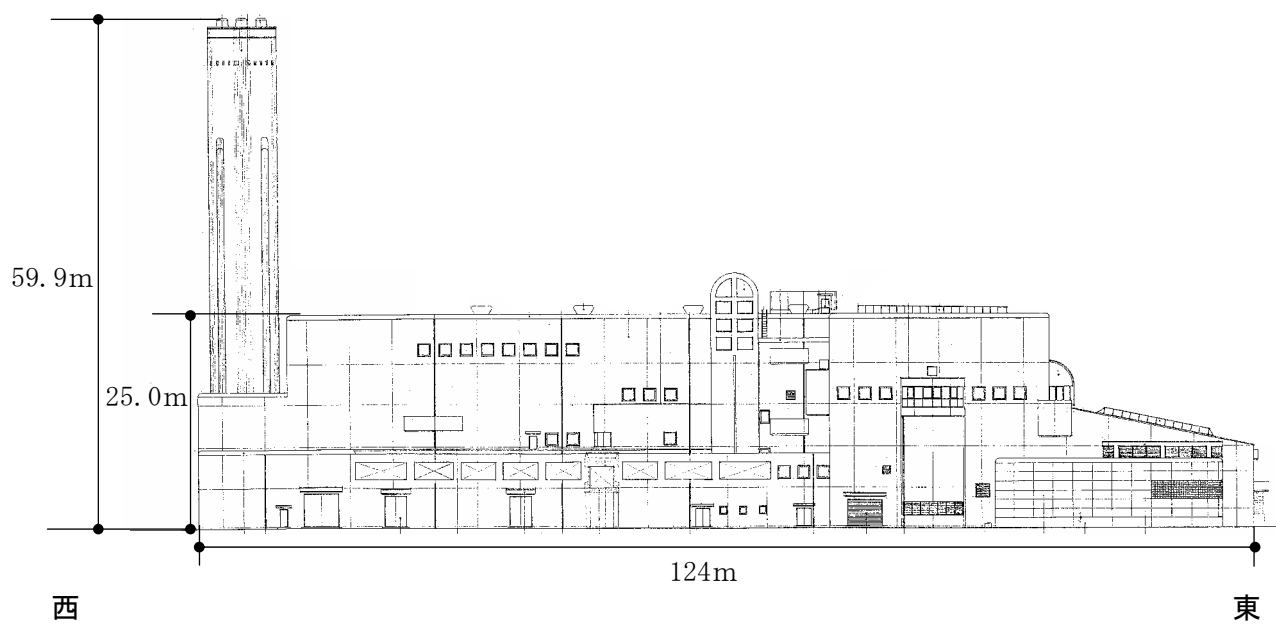


図 2-3-4(1) 立面図（南側から）

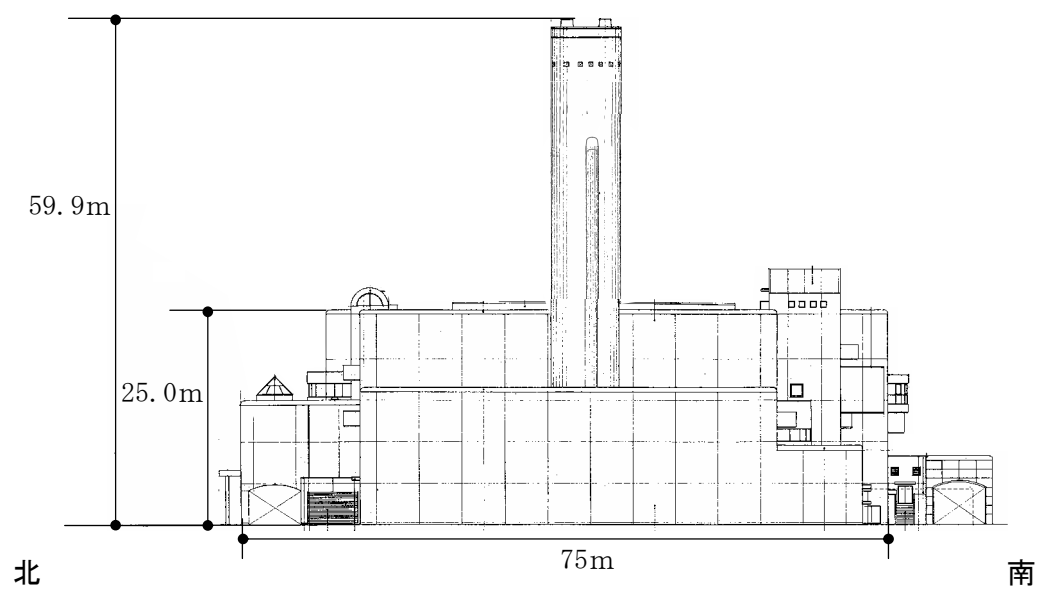


図 2-3-4(2) 立面図（西側から）

③ 処理フロー

ストーカ炉は、可動するストーカ上でごみを移動させながら、時間をかけてストーカ下部から吹き込まれる燃焼用空気により、乾燥→燃焼→後燃焼の3段階を経て焼却が行われ、ごみ中の不燃物及び灰分の大部分は、ストーカ終端から排出されるが、灰分の一部は燃焼ガス中に移行し、飛灰として排ガス処理設備により集じんされ、飛灰処理装置に送られる。

処理フローを図 2-3-5 に、焼却の流れの模式図を図 2-3-6 に、ストーカ炉内部の写真を写真 2-3-2 に示す。

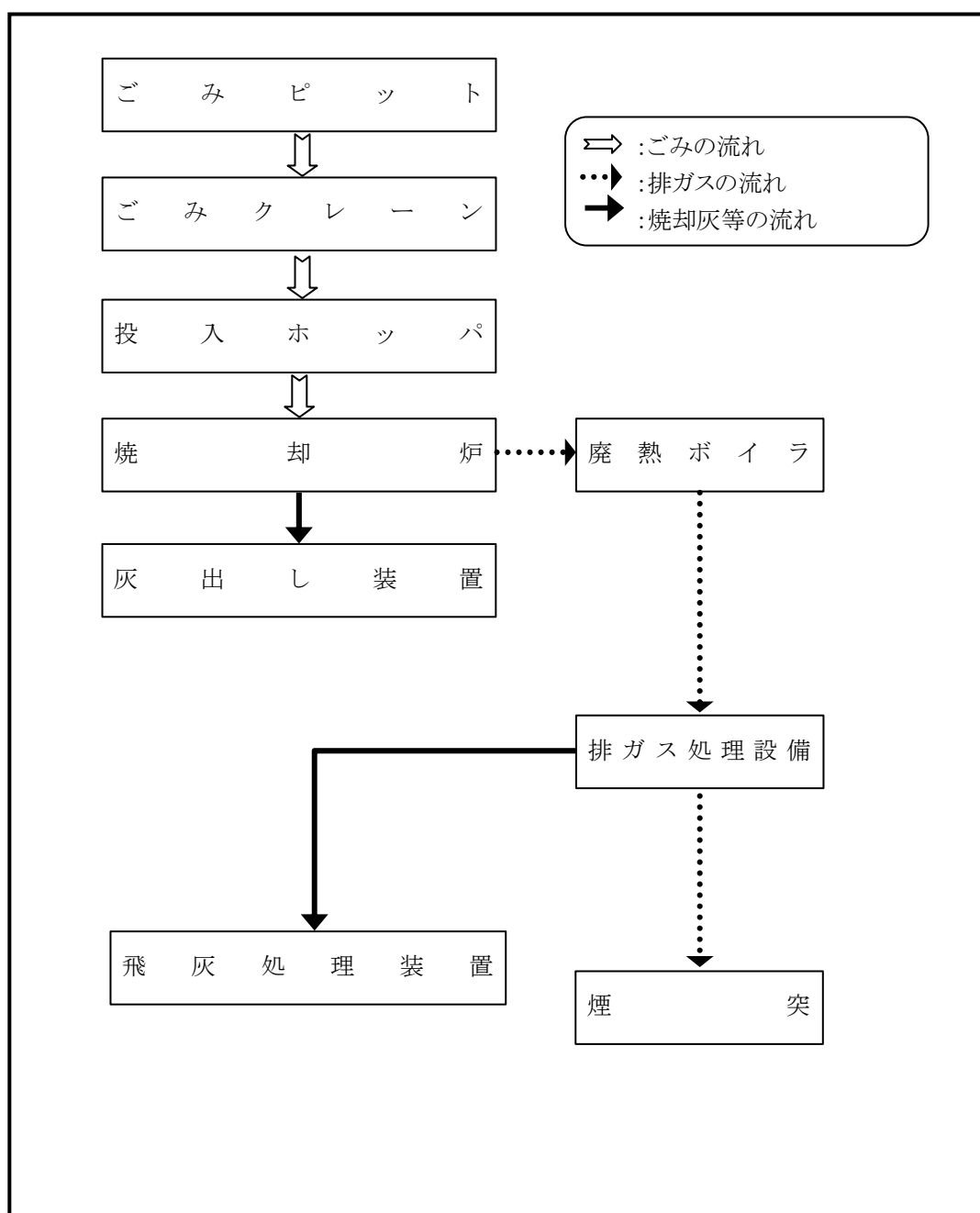


図 2-3-5 処理フロー

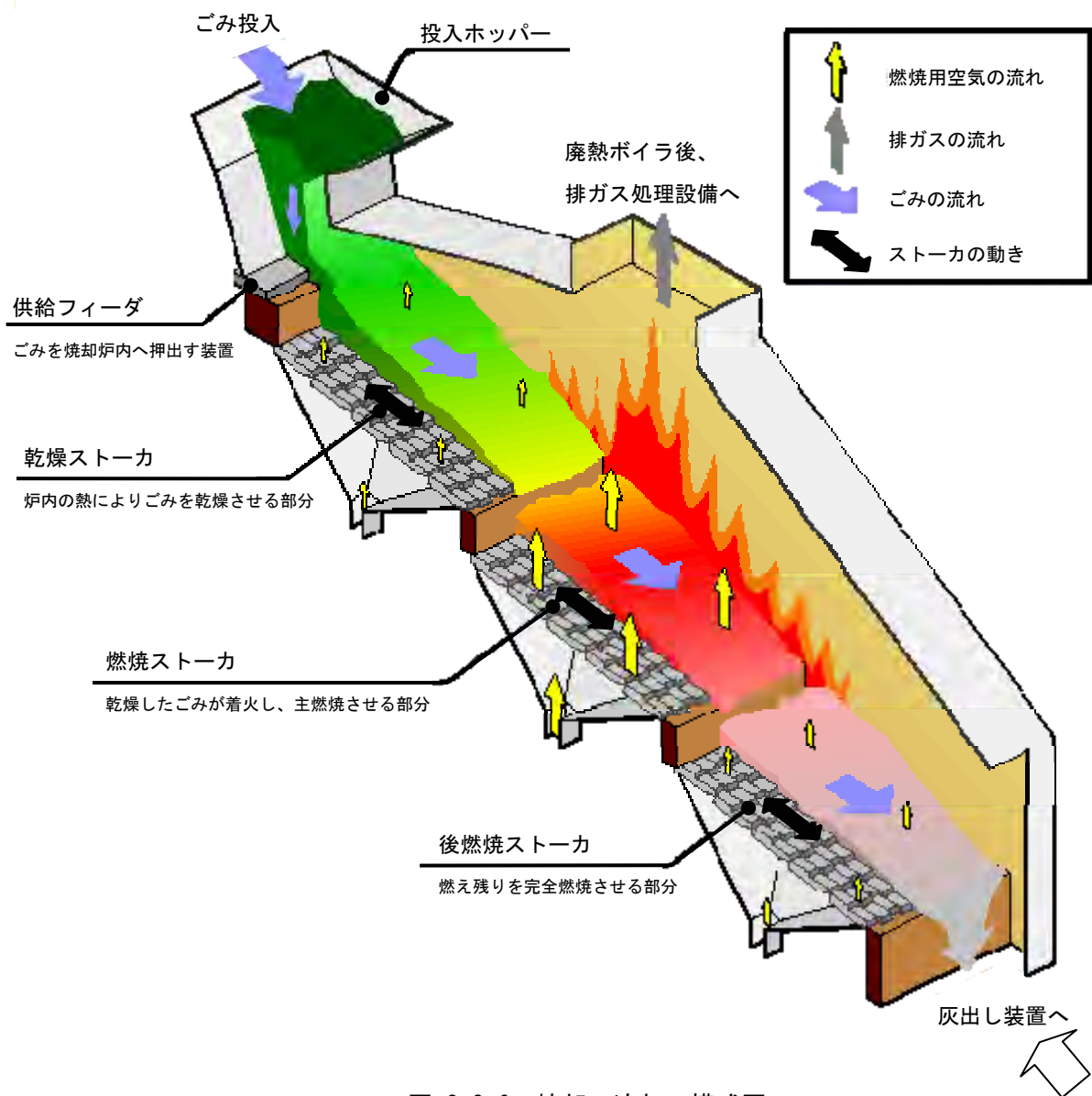


図 2-3-6 焼却の流れの模式図



写真 2-3-2 ストーカ炉内部（図 2-3-6 の □ から見たところ）

④ 工事中の排水計画

必要に応じて水処理装置を設置し公共下水道に排水する計画である。

⑤ 供用開始予定時期

平成 32 年度（2020 年度）予定

⑥ 主要走行ルート

工事関係車両及び施設関連車両の主要走行ルートを図 2-3-7 に示す。

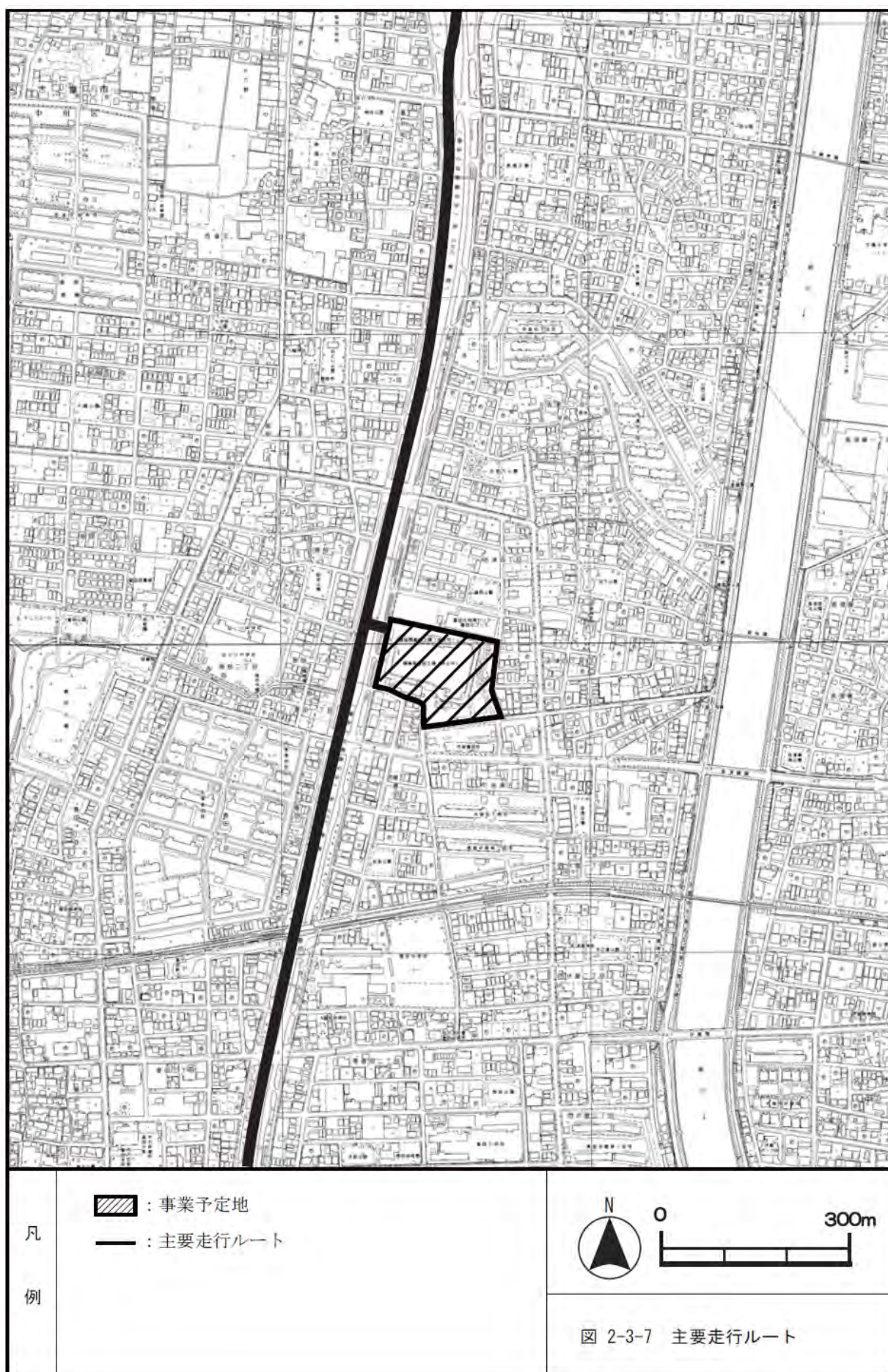
⑦ 工事計画

平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）（予定）

工事工程の概要は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 工事工程の概要

年度 工程	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
既存設備の解体・撤去					
新規設備の設置					
試運転					



第 3 章 事前配慮の内容

3-1 事業計画に際しての配慮

本設備更新事業に当たっては、既存設備の解体は建屋内で行い、必要最小限の開口部から撤去することを計画している。そのため、設備更新工事に伴い発生する騒音や振動、粉じんなどの問題については、建屋内で設備の解体を行うことで周辺環境への影響を可能な限り小さくすることができる。

また、本設備更新事業は、工場の建て替えを実施する場合に比べ、騒音や粉じん等による周辺環境への影響、工事中の廃棄物量などが減少するとともに、既存建屋を再利用することから、建屋及び煙突形状等による日照、電波障害等への影響は変化せず、基礎の撤去・掘削工などによる地盤や地下水への影響も回避できる。

そのため、今回の富田工場再稼働においては、設備更新を選択することで、周辺環境への環境負荷をより低減できるものと考えている。

3-2 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 3-2-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境 の保全	地盤・地形・地下水	地形等の改変による影響の防止	・既存建屋を再利用し、大規模な土地改変を行わないことで、地盤・地形への影響を回避する。 ・地下水を利用しない計画とすることで、地下水及び地盤への影響を回避する。
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	・既存建屋を再利用し、日照障害及び電波障害等に変化を生じさせない。
生活環境 の保全	地域分断	地域のコミュニティの分断防止	・既存建屋を再利用し、現在の敷地内で事業を行うことで、地域コミュニティに変化を生じさせない。
	安全性	災害の防止	・既存建屋を再利用し、大規模な土地改変や新たな構造物の設置等を行わないことで、地盤災害等の未然防止に資する。

3-3 設備更新工事中を想定した配慮

表 3-3-1 (1) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	環境汚染	設備更新工事に 伴う公害の防止	・既存設備の解体作業前に石綿使用状況の調査を行う。調査の結果、石綿の使用が判明した場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」（平成 24 年 環境省）に従って除去する。なお、飛散性の石綿が確認された場合は、大気汚染防止法の作業基準を遵守する。 ・既存設備の解体作業前に「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 厚生労働省）に従ってダイオキシン類を除去するとともに、除去作業前、作業中及び作業後に大気中のサンプリング調査を行う。 ・ダイオキシン類除去作業時の洗浄水などの排水は、集水し、必要な水処理装置で処理を行った後に、公共下水道へ放流する。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで粉じんの発生を抑制する。また、建屋外で設備の解体を行う場合には必要に応じて散水を実施するとともに、粉じん防止用シートを使用する。 ・外構工事を行う場合には、必要に応じて散水の実施等を行うことで、粉じんの飛散抑制に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで騒音の発生を抑制する。また、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、建屋外で設備の解体を行う場合には、防音シート等を設置する。 ・騒音、振動に関して、特定建設作業の規制に関する基準を厳守するとともに、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守するよう努める。 ・使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで悪臭の発生を抑制する。 ・工事中に発生する排水の低減に努めるとともに、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水することで、一般環境中への排出を抑制する。
		工事関係車両の 走行による公害 の防止	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルート、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。 ・工事関係車両については、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年 愛知県）に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車の使用抑制に努める。

表 3-3-1(2) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	安全性	工事関係車両の 走行に伴う交通 安全の確保	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地への工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。
		災害の防止	・作業主任者を選任して、火災などの災害を未然に防止する。
環境負荷 の低減	自動車交通	工事関係車両に よる交通渋滞の 防止	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、運転手に対し、走行ルートの厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。
		建設廃棄物の減 量化及び再資源 化の推進	・工事に伴い発生する廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、建築廃材の分別回収、再資源化及び減量化に努める。 ・搬入物梱包材の再資源化及び減量化に努める。
	廃棄物	建設残土・廃棄 物の搬出・処分 等に伴う影響の 防止	・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（平成 23 年 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）に従って適正に処理する。 ・石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が生じた場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。 ・ダイオキシン類除去作業に伴い発生する廃棄物については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。
		地球環境問題に 対する取り組み の推進	・工事中の型枠材等の使用に際しては、森林保護の観点から鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新規設備の材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。 ・フロン類を用いた設備機器は、既存設備の解体・撤去に伴い、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-4 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 3-4-1(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。 ・設置する機器については、低騒音・低振動型機器を採用し、かつ、遮音性の高い建屋内に防振対策を施した上で設置する。 ・主な悪臭の発生源であるごみピットは負圧とし、吸引した空気は焼却炉の燃焼用に使用し脱臭する。なお、休炉時の臭気対策として脱臭装置を設け、建屋外部への臭気漏洩防止に努める。
	安全性	危険物からの安全性の確保	・ごみピットに火災監視装置・消火装置を設ける。
		自然災害からの安全性の確保	・建屋は、大地震により部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が図られる耐震性を有している。 ・現状緑化率の維持に努めるとともに、事業予定地内の再舗装には、保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。
		交通安全の確保	・施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行の厳守を指導、徹底する。
快適環境の保全と創造	景観	施設の緑化	・現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・施設関連車両である搬入車両が事業予定地外で停滞することのないよう、事業予定地内に滞車スペースを十分確保する。
		低公害車の普及	・施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。
	水資源	水資源の保全及び活用	・保水性舗装の採用等を検討することにより、雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養及び地表面からの蒸散の促進に配慮する。 ・工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。
	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）を遵守し、廃棄物の減量に努める。
		廃棄物の適正処理	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正な処理を行う。 ・周辺の生活環境保全上、支障を生じさせないよう十分配慮する。 ・定期的な補修工事、機能検査及び機器点検等により、施設の性能を維持し、安定的な処理に努める。
	地球環境	省エネルギー対策の推進	・高効率照明等の省エネルギーシステムの採用を検討し、エネルギー消費量の削減を図る。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、場内等での電力を賄うとともに、給湯、空調等にも利用し、エネルギーの有効利用に努める。

表 3-4-1(2) 施設が存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
環境負荷 の低減	地球環境	温室効果ガスの 排出抑制	・「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、温室効果ガスの排出抑制に努める。 ・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、余剰電力を売電することで、CO₂排出量の低減に努める。 ・現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。

第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は名古屋市西部に位置し、周辺には住宅地域や水田等の農地が広がっており、中小の工場が点在している。

事業予定地では、平成元年から富田工場が稼働しており、平成 21 年 3 月に休止した。平成 20 年度に行われた排ガス濃度等の測定結果は資料-2（資料編 p. 資-2）に示すとおりである。

また、図 4-1 に示すとおり、事業予定地東側近くには新川が、西側近くには戸田川が南北に流れ、南側近くには JR 関西本線、さらに南側には近鉄名古屋線が東西に走っている。

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音・安全性、供用時の大気質の影響範囲及び施設関連車両の滞留する可能性がある河川橋に着目し、街区等を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す地域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

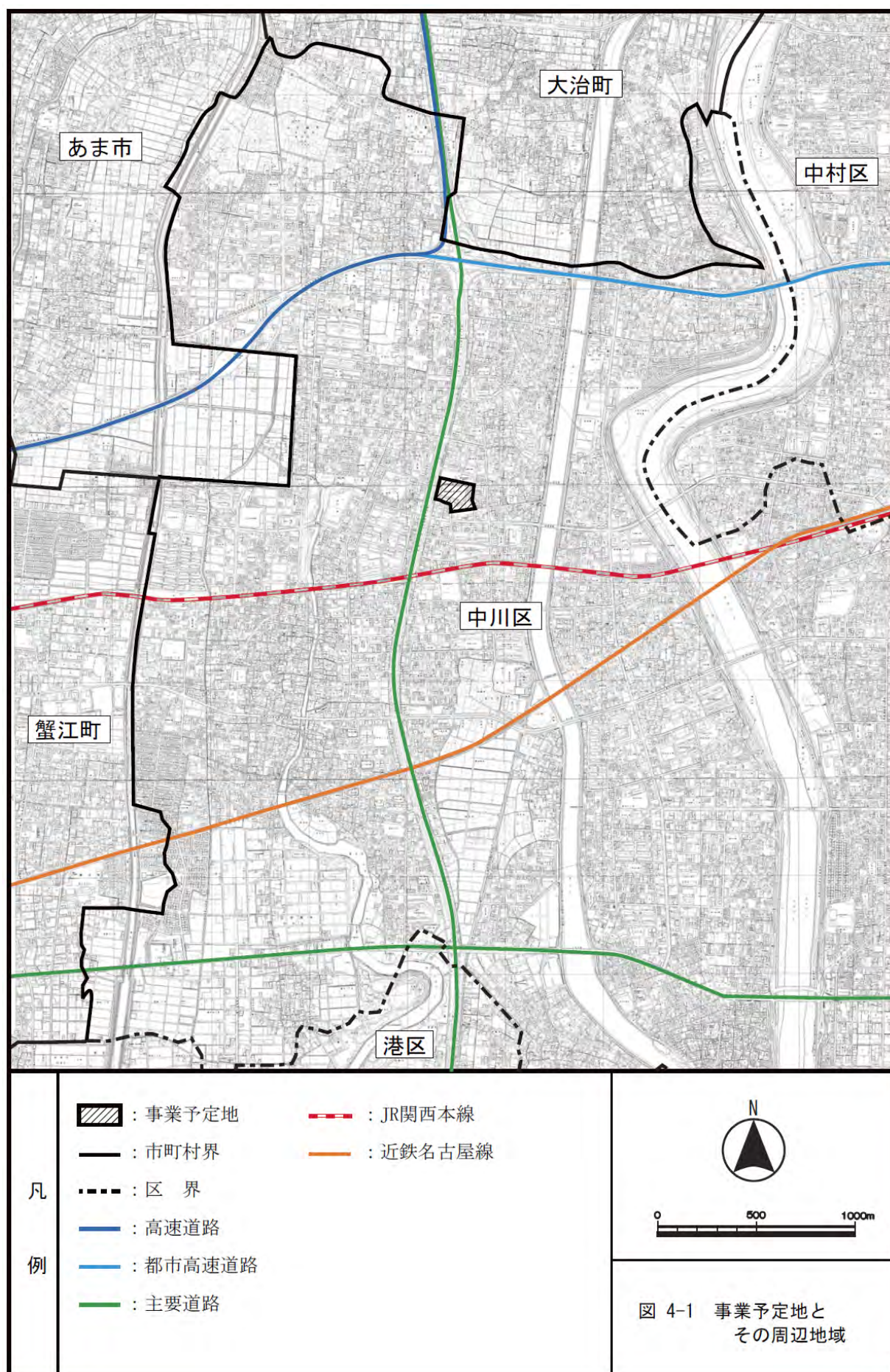
調査対象区域は、概略として、東端が庄内川、西端が福田川、北端が県道 115 号線（津島七宝名古屋線）、南端が国道 1 号で囲まれている。

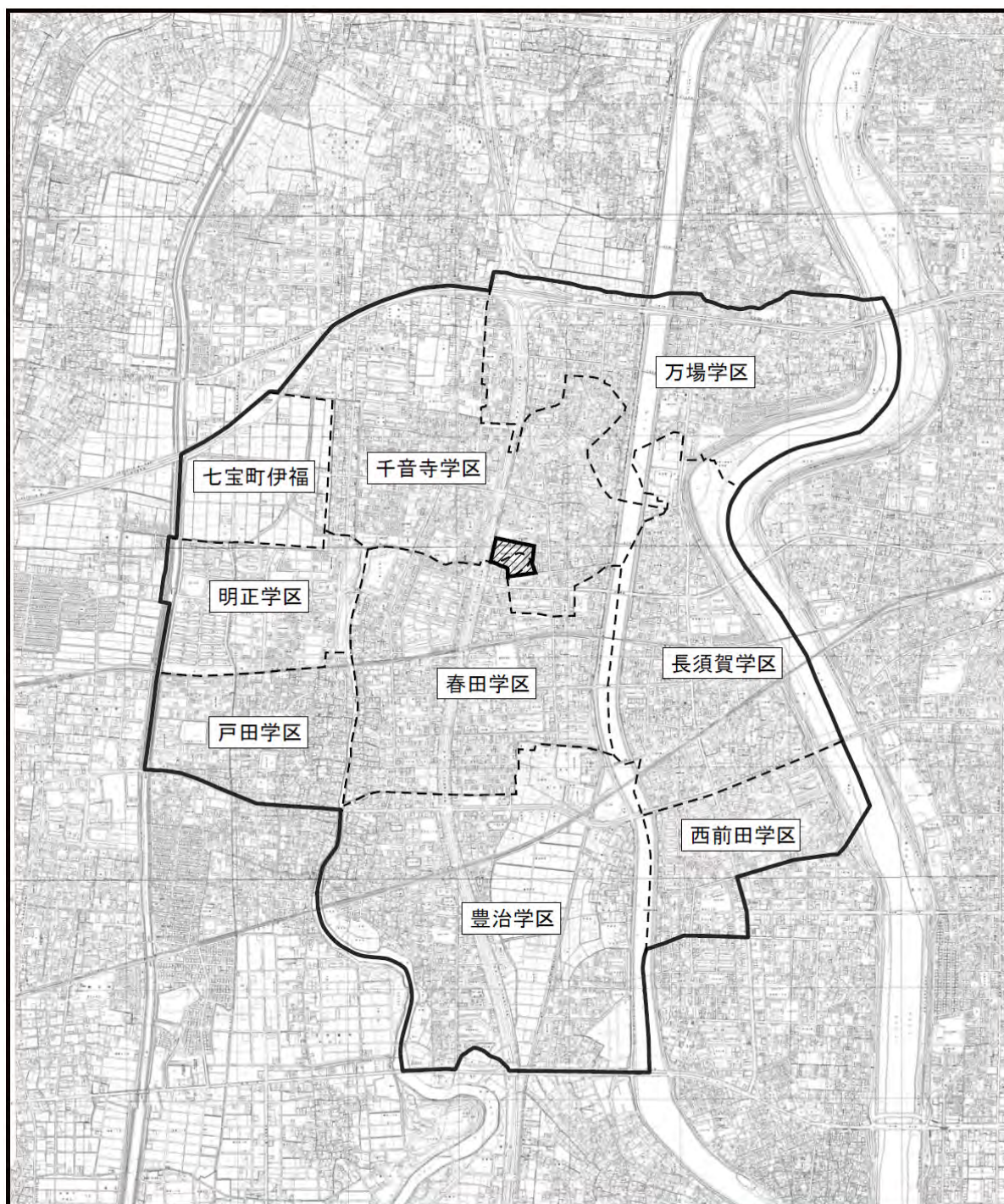
表 4-1 調査対象区域

市区名	学 区 等
中川区	戸田学区の一部、春田学区、豊治学区の一部、長須賀学区の一部、西前田学区、万場学区の一部、千音寺学区、明正学区
あま市	七宝町伊福の一部

この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理する。

なお、資料収集は、平成 24 年 8 月末時点で入手可能な最新の資料とした。資料整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に整理し、名古屋市、中川区、あま市及び七宝町伊福でのデータしか得られないものについてはこの単位毎に整理した。





凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 学区界

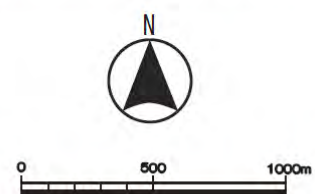


図 4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市、あま市及び調査対象区域を含む学区等（以下、「関係学区等」という。）の平成24年8月1日現在における人口及び世帯数は表 4-1-1 に、年齢別人口構成比は図 4-1-1 に示すとおりである。平成17年10月1日現在における関係学区等の昼夜間人口は表 4-1-2 に示すとおりである。

人口は、平成23年に比べ、名古屋市ではほぼ横ばい、あま市では増加しているが、関係学区等合計では減少している。

1世帯当たりの人員は、名古屋市及びあま市よりも関係学区等の方が高い傾向となっている。

年齢別人口は、全ての区分で0～14歳の人口比率よりも65歳以上の人口比率が高い傾向となっている。

また、関係学区等の昼夜間人口比率は約75%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が減少する地域といえる。

資料)「統計なごやweb版」(名古屋市ホームページ)

「統計あま」(あま市ホームページ)

「平成17年 学区別昼間(従業地)人口(推計値)」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-1 人口及び世帯数

区分		人口 (人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員(人)	平成23年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市		2,266,129	1,022,423	2.22	2,266,236	0
中川区	豊治学区	10,742	3,776	2.84	10,839	△0.9
	戸田学区	9,367	3,411	2.75	9,375	△0.1
	春田学区	8,682	3,364	2.58	8,713	△0.4
	明正学区	4,784	2,059	2.32	4,878	△1.9
	千音寺学区	11,250	4,252	2.65	11,207	0.4
	万場学区	7,874	3,064	2.57	7,809	0.8
	長須賀学区	7,807	3,111	2.51	7,837	△0.4
	西前田学区	4,399	1,731	2.54	4,519	△2.7
あま市		87,924	33,816	2.60	86,418	1.7
	七宝町伊福	2,731	1,012	2.70	2,751	△0.7
関係学区等合計		67,636	25,780	2.62	67,928	△0.4

注) 1: 増加率(%) = ((A - B) / B) × 100

2: 平成23年人口は、平成23年8月1日現在

3: △は減少を示す

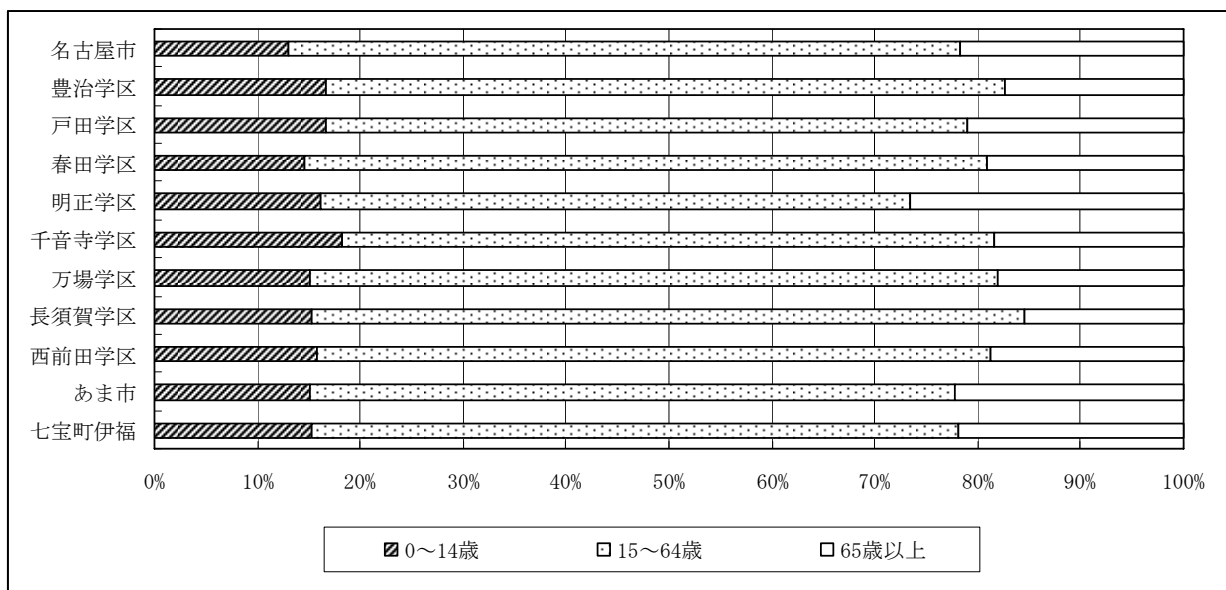


図 4-1-1 年齢別人口構成比

表 4-1-2 昼夜間人口

区分		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市		2,516,196	2,193,973	114.7
中川区	豊治学区	9,716	10,368	93.7
	戸田学区	5,106	8,351	61.1
	春田学区	6,818	8,788	77.6
	明正学区	2,928	4,430	66.1
	千音寺学区	8,692	10,788	80.6
	万場学区	5,555	7,766	71.5
	長須賀学区	5,161	7,472	69.1
	西前田学区	2,735	4,538	60.3
関係学区等合計		46,711	62,501	74.7

注) 1: 平成 17 年 10 月 1 日現在

2: 昼夜間人口比率 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

3: あま市については、昼夜間人口の情報が無いため記載しておらず、関係学区等合計にも加算されていない

② 産 業

名古屋市、あま市及び関係学区等の平成 18 年 10 月 1 日現在における産業別事業所数並びに従業者数は図 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市、あま市及び関係学区等における事業所数及び従業者数は第三次産業の割合が高く、特に明正学区及び七宝町伊福が高い割合となっている。

資料)「名古屋の事業所・企業(平成 18 年事業所・企業統計調査結果)」(平成 20 年 名古屋市)
「平成 18 年事業所・企業統計調査」(総務省ホームページ)

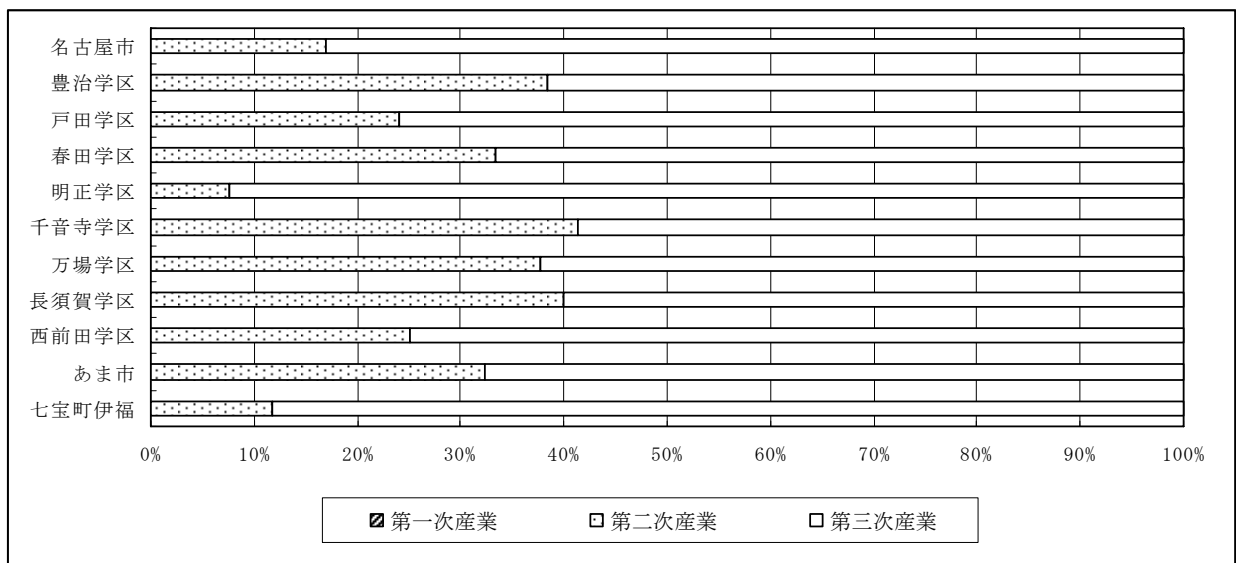


図 4-1-2(1) 産業別事業所数

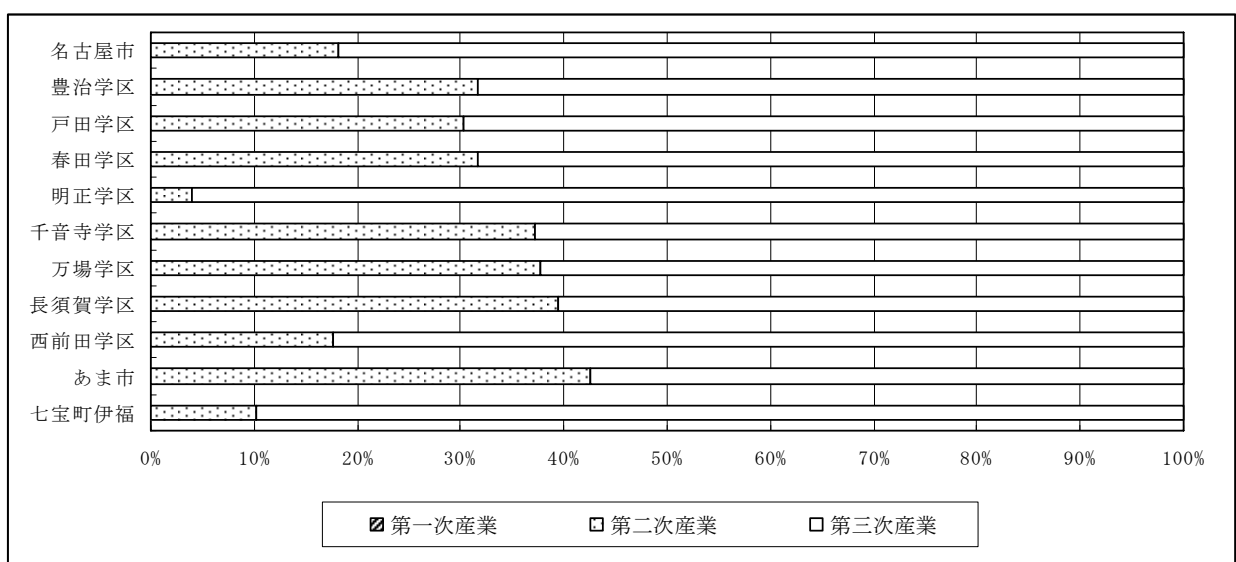


図 4-1-2(2) 産業別従業者数

注) 1 : あま市は、海部郡七宝町、美和町及び甚目寺町の合計とした

2 : 七宝町伊福は、海部郡七宝町大字伊福のデータを記載した

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及びあま市の土地利用の状況は、表 4-1-3 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が 51.5%と最も高いが、あま市では農用地及び宅地がそれぞれ 33.9%、36.6%と同程度の割合となっている。

資料)「土地に関する統計年報(平成23年版)」(平成24年 愛知県)

表 4-1-3 土地利用の状況

(単位: ha)

市名	行政面積	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
名古屋市	32,643	1,181 (3.6)	1,140 (3.5)	—	1,509 (4.6)	6,085 (18.6)	16,793 (51.5)	5,935 (18.2)
あま市	2,759	934 (33.9)	—	—	230 (8.3)	375 (13.6)	1,010 (36.6)	210 (7.6)

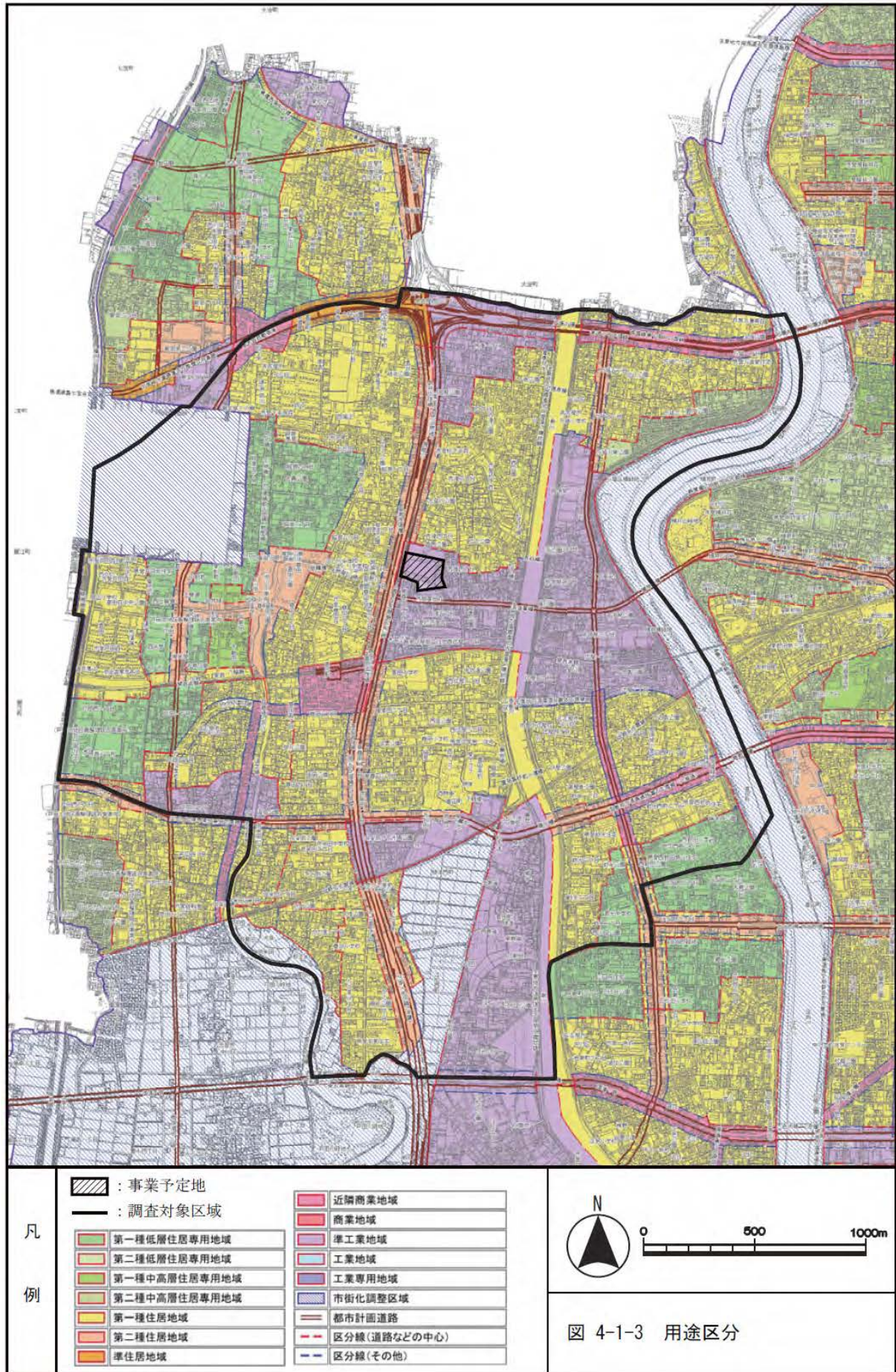
注) () 内は、行政面積に対する割合(%)

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、名古屋都市計画区域及びあま市都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 4-1-3 に示すとおりであり、事業予定地は準工業地域に含まれ、調査対象区域内には第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び市街化調整区域が指定されている。

資料)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)



③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地の西側を南北に走る国道 302 号の高架道路建設事業が計画されている。なお、計画されている高架道路の区間は図 4-1-4 に示す。

資料)「名古屋環状 2 号線 西南部・南部Ⅱ」(国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所)

(3) 水域利用

揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に 12 事業場ある。

(4) 交 通

① 交通網

鉄道については、図 4-1-5 に示すとおりである。

事業予定地は、JR 関西本線、近鉄名古屋線の北側に位置する。

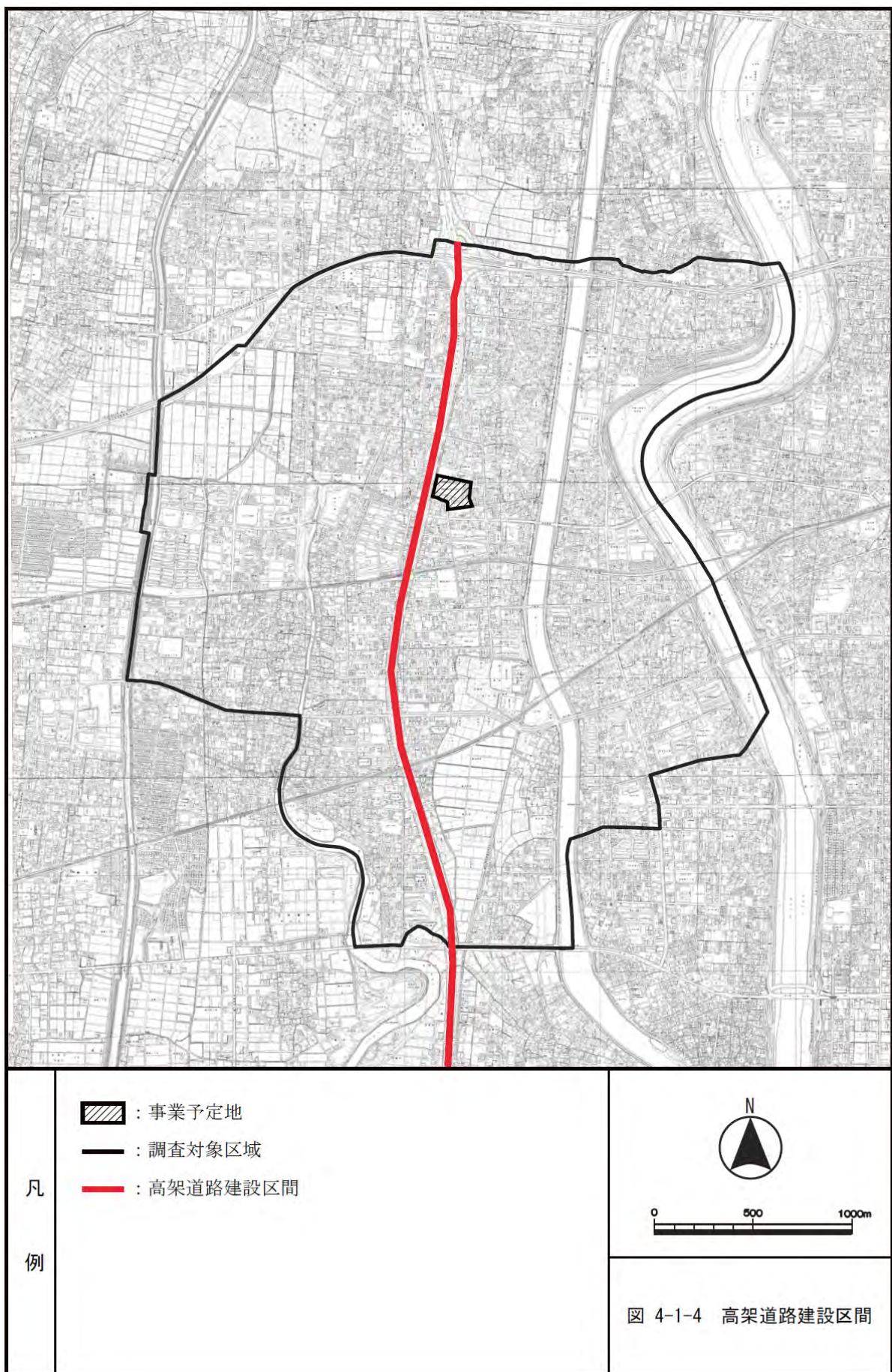
バス路線については、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域内では主に市バスが運行しており、事業予定地北側の県道 115 号線(津島七宝名古屋線)では名鉄バスが運行している。

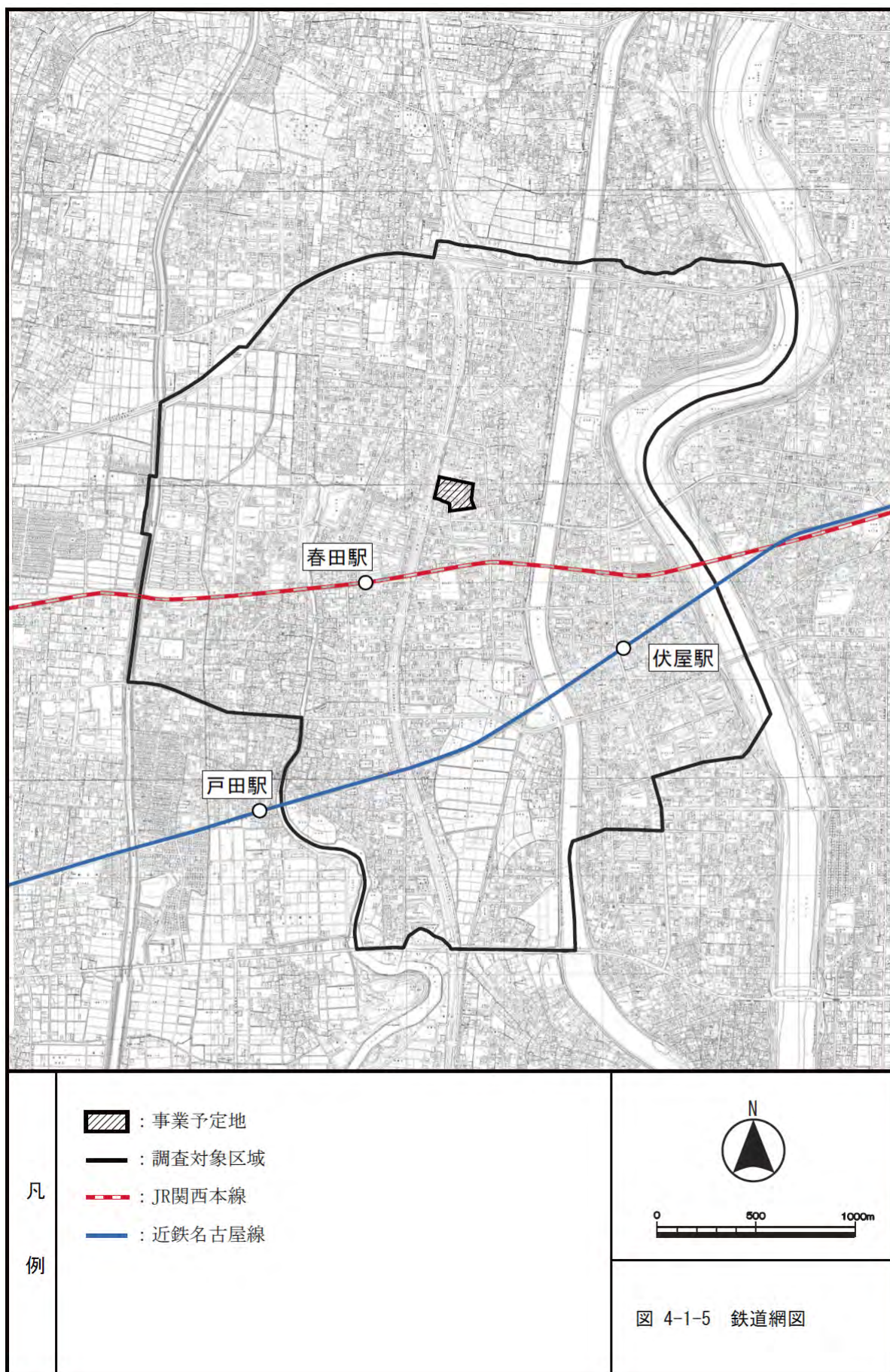
主要な道路網については、図 4-1-7 に示すとおりである。調査対象区域には、高速道路の東名阪自動車道、都市高速道路の名古屋高速 5 号万場線、一般国道の 1 号と 302 号、主要県道の名古屋第二環状線及び名古屋蟹江弥富線、弥富名古屋線、一般県道の津島七宝名古屋線が通っている。

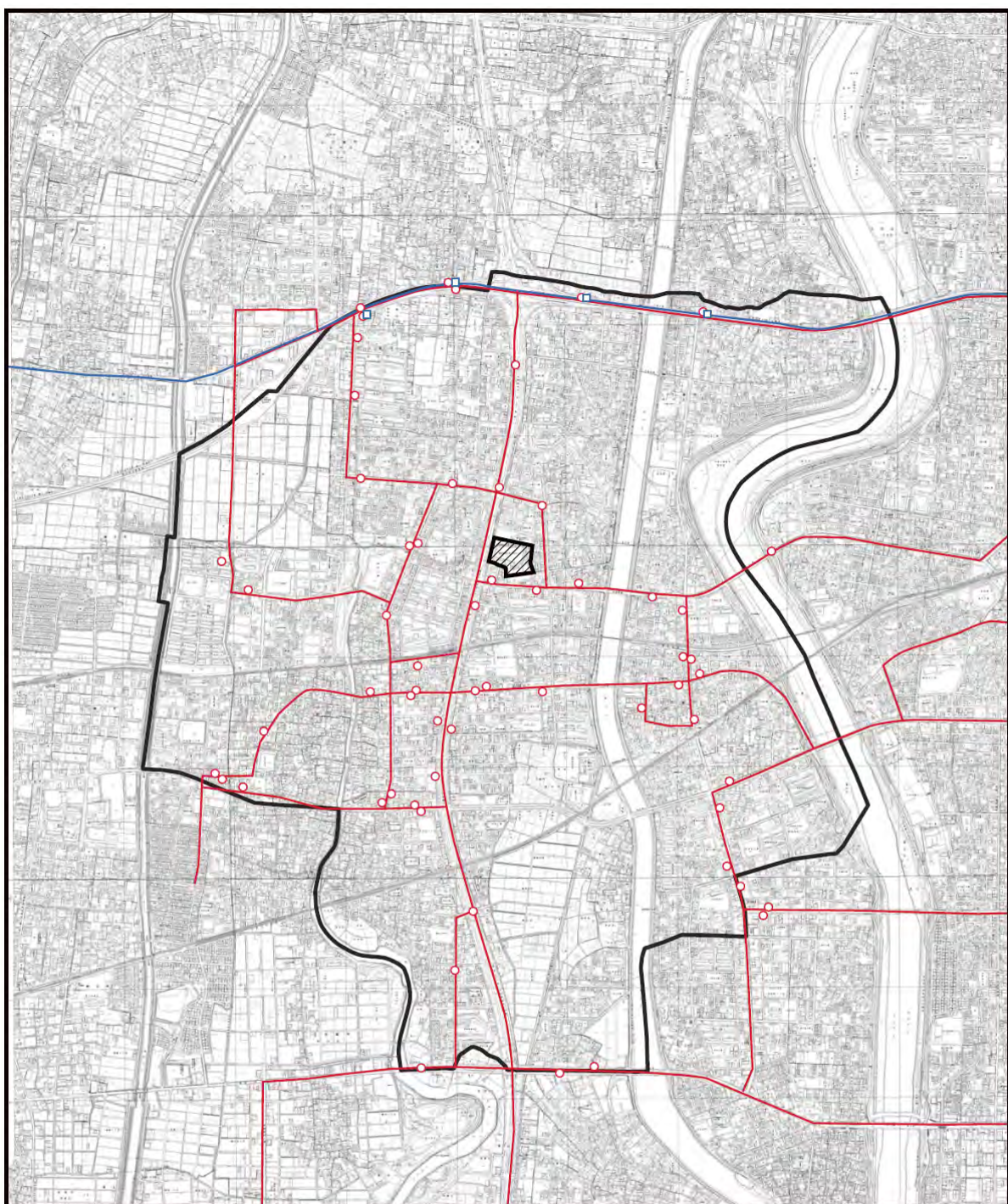
資料)「中京圏鉄道網図」(平成 24 年 愛知県)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)







凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 市バス
-  : 名鉄バス
-  : バス停 (市バス)
-  : バス停 (名鉄バス)

注) バス停は、調査対象区域内及び調査対象区域に隣接するものを示した。



図 4-1-6 バス路線図



② 道路交通状況

調査対象区域周辺における自動車交通量及び歩行者交通量は、表 4-1-4 及び図 4-1-8 に示すとおりである。

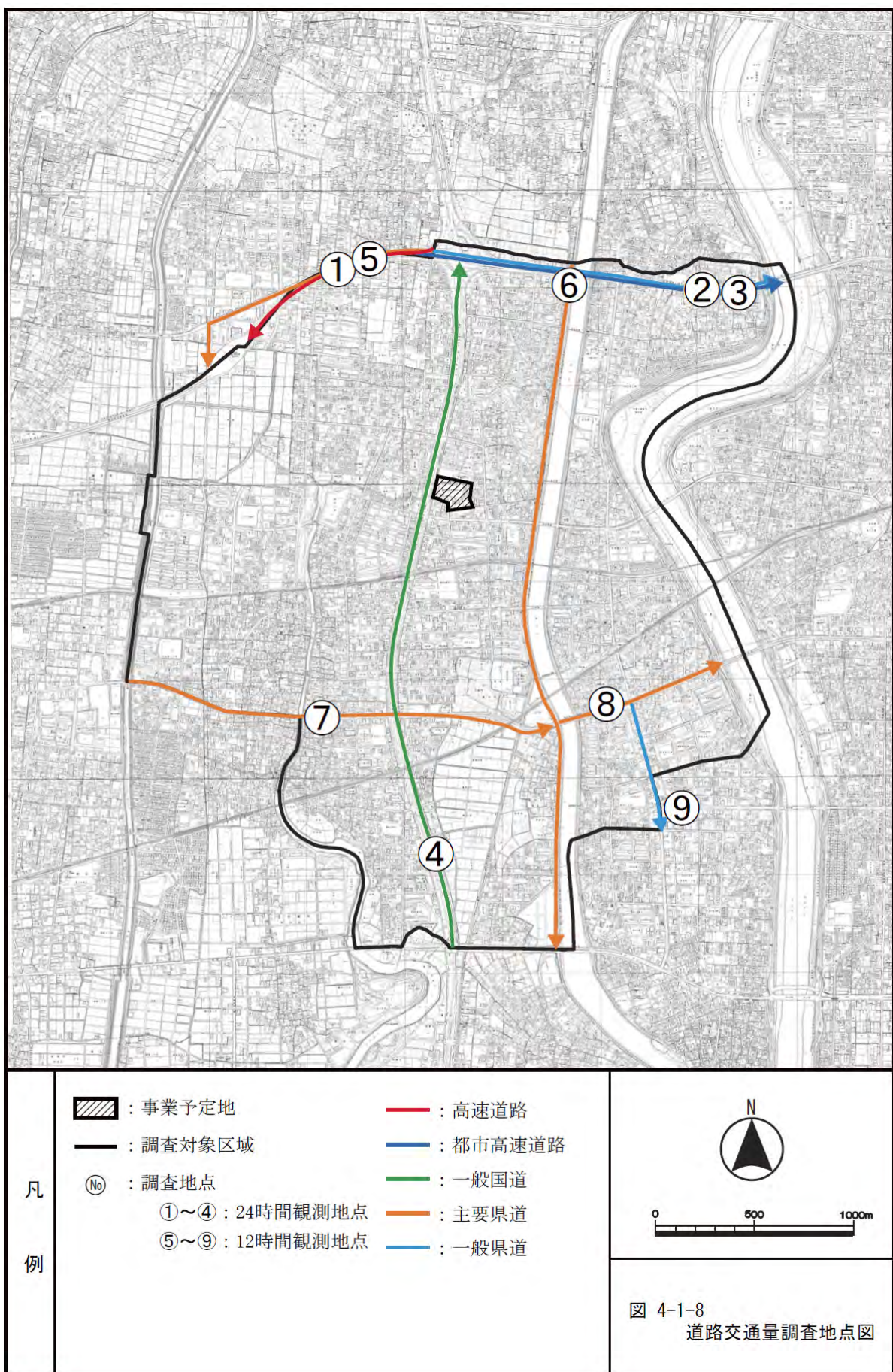
これらによると、自動車交通量が最も多い地点は平日、休日ともに東名阪自動車道（No.1）、歩行者交通量が最も多い地点は平日、休日ともに津島七宝名古屋線（No.2）である。

資料）「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（平成 24 年 名古屋市）

表 4-1-4 自動車交通量調査結果

No.	道路種別	路線名	調査・観測地点	12 時間 交通量		24 時間 交通量
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自動車 (台)
1	高速自動車国道	東名阪自動車道	名古屋西 JCT～名古屋西 IC	45,646 (38,109)	—	59,764 (54,237)
2	一般県道	津島七宝名古屋線	名古屋市中川区富田町万場字北畑中	26,229 (22,821)	1,174 (480)	36,370 (31,194)
3	都市高速道路	名古屋市道高速 1 号	名古屋市中川区富田町字万場	31,879 (24,895)	—	39,837 (33,180)
4	一般国道	一般国道 302 号	名古屋市中川区かの里 2 丁目	20,579 (—)	—	28,797 (—)
5	主要県道	名古屋蟹江弥富線	名古屋市中川区富田町千音寺	32,236 (30,823)	157 (181)	—
6	主要県道	名古屋中環状線	名古屋市中川区吉津一丁目	5,883 (5,131)	4 (5)	—
7	主要県道	弥富名古屋線	名古屋市中川区供米田三丁目	12,095 (11,985)	453 (243)	—
8	主要県道	弥富名古屋線	名古屋市中川区助光二丁目	15,660 (13,238)	260 (246)	—
9	一般市道	万場藤前線	名古屋市中川区助光三丁目	6,228 (—)	560 (—)	—

注）（ ）内は休日の結果を示す。



③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 22 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-5 に示すとおりである。

1 年間の駅別乗車人員は JR 関西本線の春田駅が約 120 万人、近鉄名古屋線の伏屋駅が約 104 万人、戸田駅が約 68 万人である。

資料)「平成 23 年版名古屋市統計年鑑」(平成 24 年 名古屋市)

表 4-1-5 駅別乗車人員

(単位：人/年)

JR 関西本線	近鉄名古屋線	
春田駅	伏屋駅	戸田駅
1, 193, 773	1, 044, 536	675, 601

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域内には、図 4-1-9 に示すとおり、高校が 1 箇所、中学校が 4 箇所、小学校が 8 箇所、幼稚園が 5 箇所、保育園が 5 箇所あるほか、病院が 2 箇所存在する。

また、図 4-1-10 に示すとおり、どんぐり広場や集会施設、図 4-1-11 に示すとおり、都市計画公園及び都市計画緑地が多数存在する。

資料)「学区別生活環境調査報告書」(平成 10 年 名古屋市)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「愛知県内の病院一覧(平成 23 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中川区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)

② 文化財等

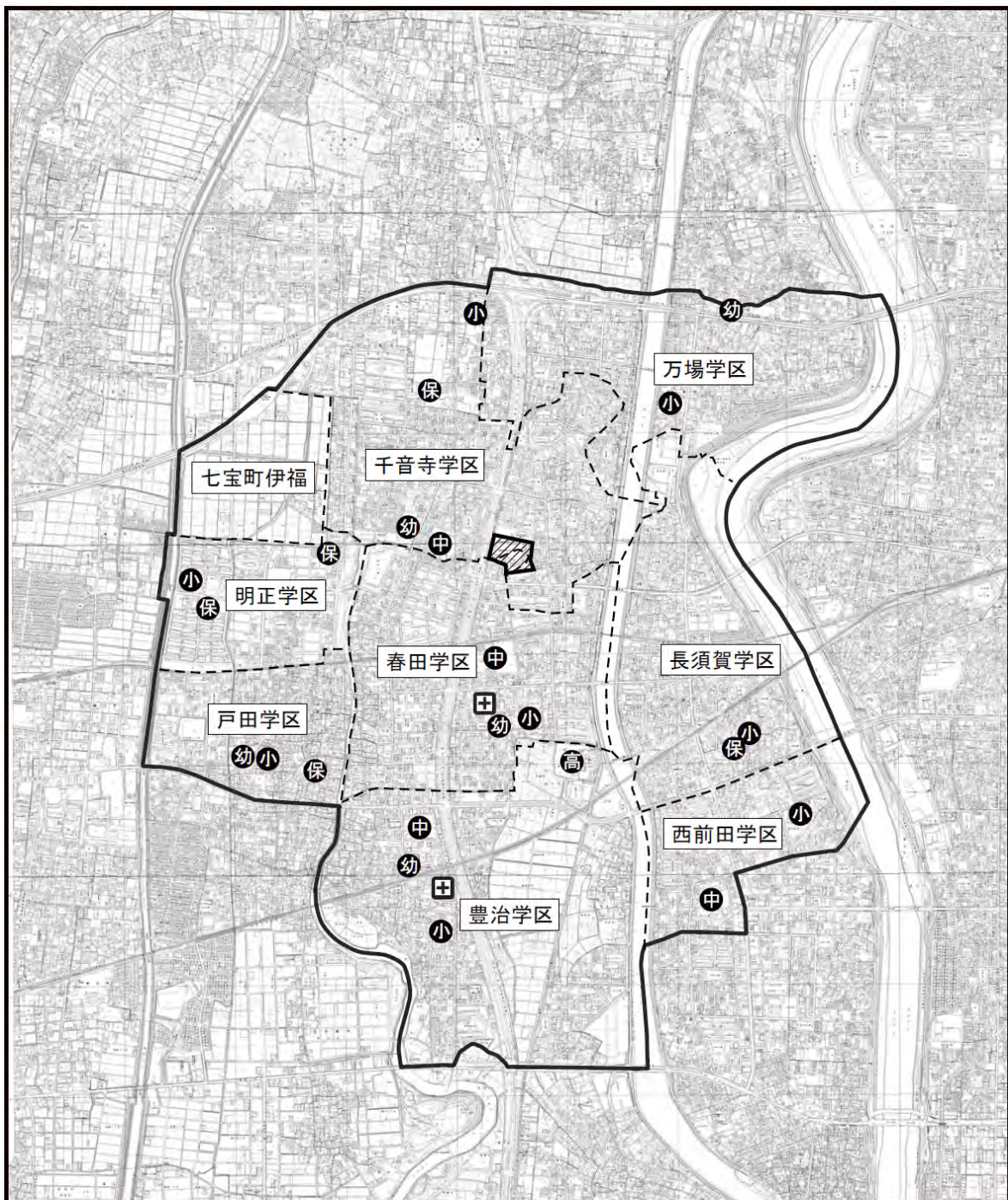
調査対象区域内では、市指定文化財(有形民俗文化財)4 点、市指定文化財(無形民俗文化財)1 点が指定されている。

③ 交通安全の状況

名古屋市内の平成 23 年における交通事故死者数は 55 人となっており、前年度から 10 人増加している。

また、あま市内の平成 23 年における交通事故死者数は 3 人となっており、前年度から 1 人増加している。

資料)「愛知県の交通事故発生状況」(平成 23 年中 愛知県警察本部)



凡
例

- | | |
|--|---|
|  : 事業予定地 |  : 幼稚園 |
|  : 調査対象区域 |  : 保育園 |
|  : 高等学校 |  : 病院 |
|  : 中学校 |  : 学区界 |
|  : 小学校 | |

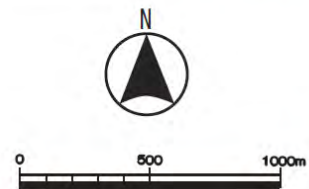
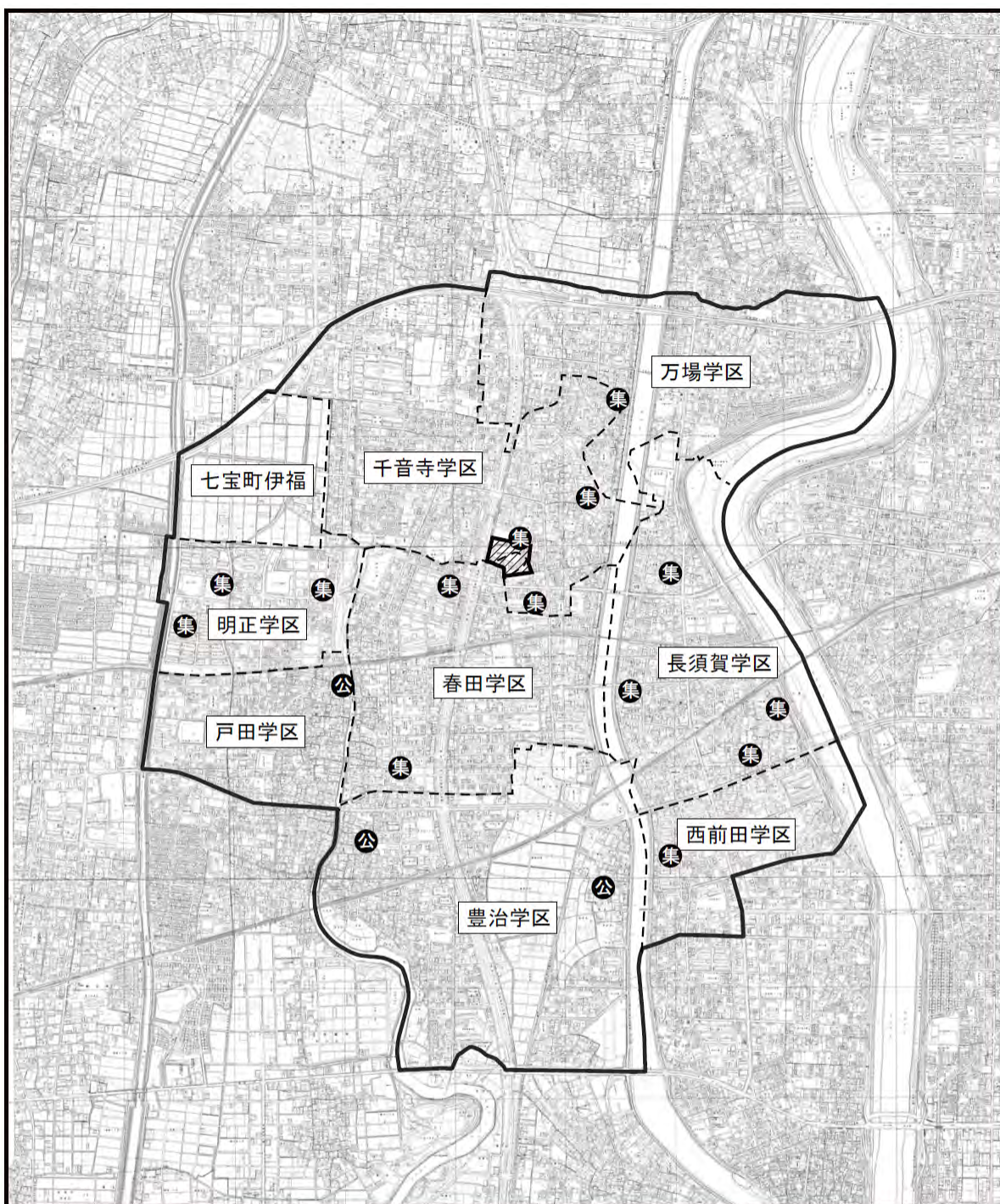


図 4-1-9 学校等の配置図



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : どんぐり広場等公園
-  : 集会施設
-  : 学区界

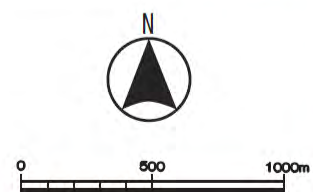
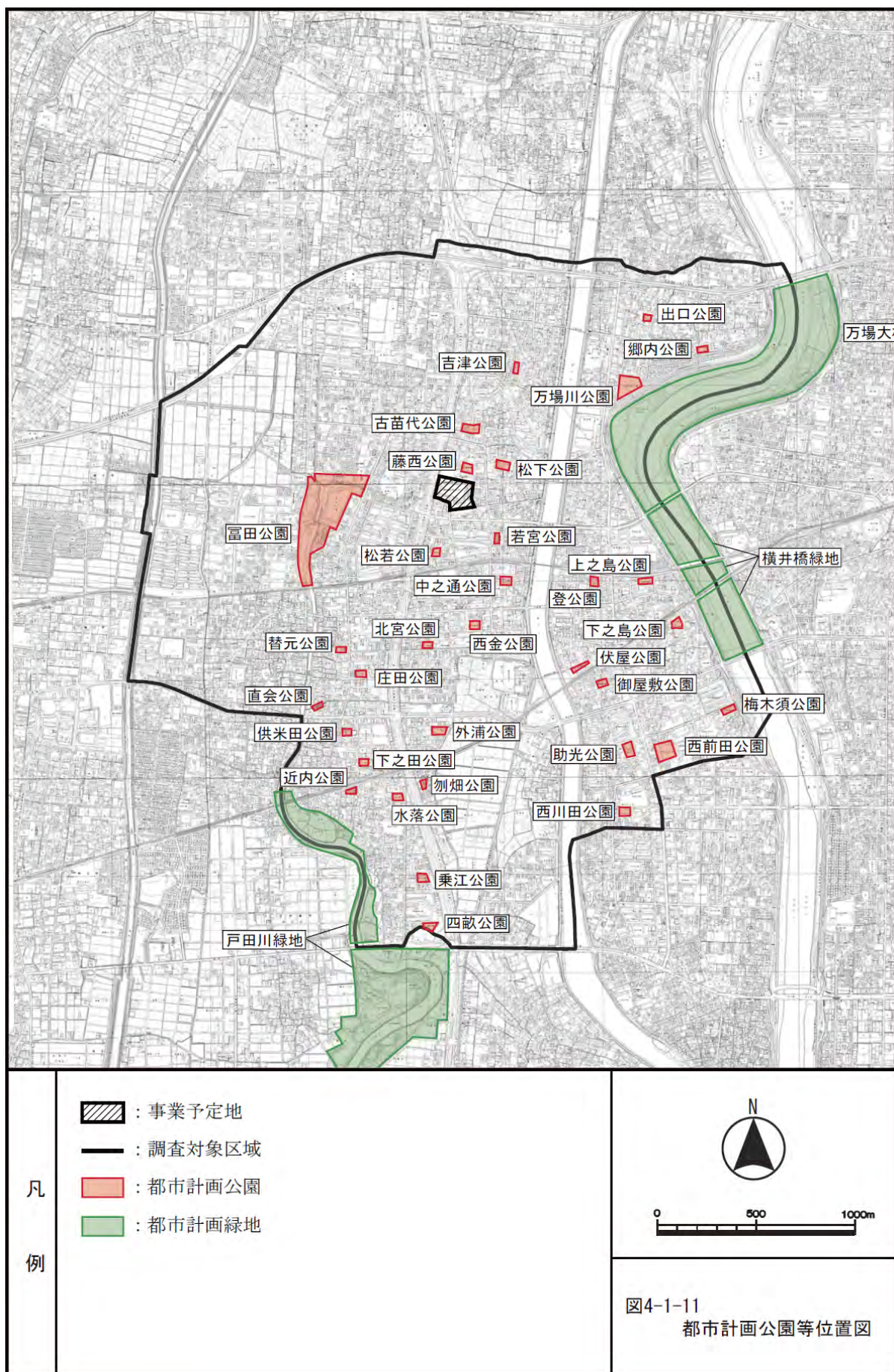


図 4-1-10
コミュニティ施設等配置図



④ 下水道等

名古屋市及びあま市における上水道の給水普及率は 100%（平成 23 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は名古屋市 99.0%、あま市 18.9%（平成 24 年 3 月 31 日現在）となっている。

注）総人口に対する下水道を利用できる人口の割合

資料）「平成 23 年版名古屋市統計年鑑」（平成 24 年 名古屋市）

「統計あま」（あま市ホームページ）

「平成 23 年度末の下水道整備状況について」（国土交通省ホームページ）

⑤ 廃棄物等

名古屋市における平成 22 年度のごみ処理量（収集・搬入量）は 622,029 トンで、前年度 633,055 トンより 11,026 トン（約 1.7%）減少している。あま市における平成 22 年度のごみ処理量は 20,136 トンであった。

また、名古屋市、中川区及びあま市の平成 22 年度のごみ処理量は、表 4-1-6 に示すとおりである。

中川区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源ともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

資料）「事業概要（平成 23 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

「統計あま」（あま市ホームページ）

表 4-1-6(1) ごみ処理量（名古屋市、中川区）（平成 22 年度）

（単位：t）

区分	ごみ収集				資源収集量	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	368,225 (73.3)	44,697 (8.9)	7,728 (1.5)	1,689 (0.3)	79,882 (15.9)	502,221
中川区	36,818 (74.1)	4,709 (9.5)	625 (1.3)	207 (0.4)	7,295 (14.7)	49,654

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

表 4-1-6(2) ごみ処理量（あま市）（平成 22 年度）

（単位：t）

区分	可燃ごみ	プラスチックごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	乾電池	合計
あま市	14,536 (72.1)	1,585 (7.9)	1,702 (8.5)	455 (2.3)	1,838 (9.1)	20 (0.1)	20,136

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

1) 環境基準等

(7) 大気汚染（資料-3〔資料編 p. 資-3〕参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(4) 騒音（資料-4〔資料編 p. 資-5〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(7) 水質汚濁（資料-5〔資料編 p. 資-6〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(7) 土壌汚染（資料-6〔資料編 p. 資-13〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(7) ダイオキシン類（資料-7〔資料編 p. 資-14〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

2) 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄硫化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

愛知県では、大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、自動車 NOx・PM 法の対策地域を設定し、対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。

(4) 騒音

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。なお、平成 24 年 6 月に有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備の方法に関する基準の遵守、規定等が新たに設けられた。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されており、調査対象区域には、同法に基づく規制はされていない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、又は土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地（3,000 m²以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定期間有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は、第一種住居地域及び準工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域に該当する地域である。

(サ) 緑 化

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、対象となる敷地面積の 20%以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

「名古屋市地球温暖化対策指針」に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kℓ以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」及び「温室効果ガスの排出の状況」「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

2) 建設廃材など

発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務づけられている。

③ 自然環境関係法令

1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 特別緑地保全地区の指定状況

調査対象区域では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区として国玉神社八剣社、前田白山社の 2 箇所が指定されている。

4) 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

1) 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

2) 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

4) 災害危険区域の指定状況

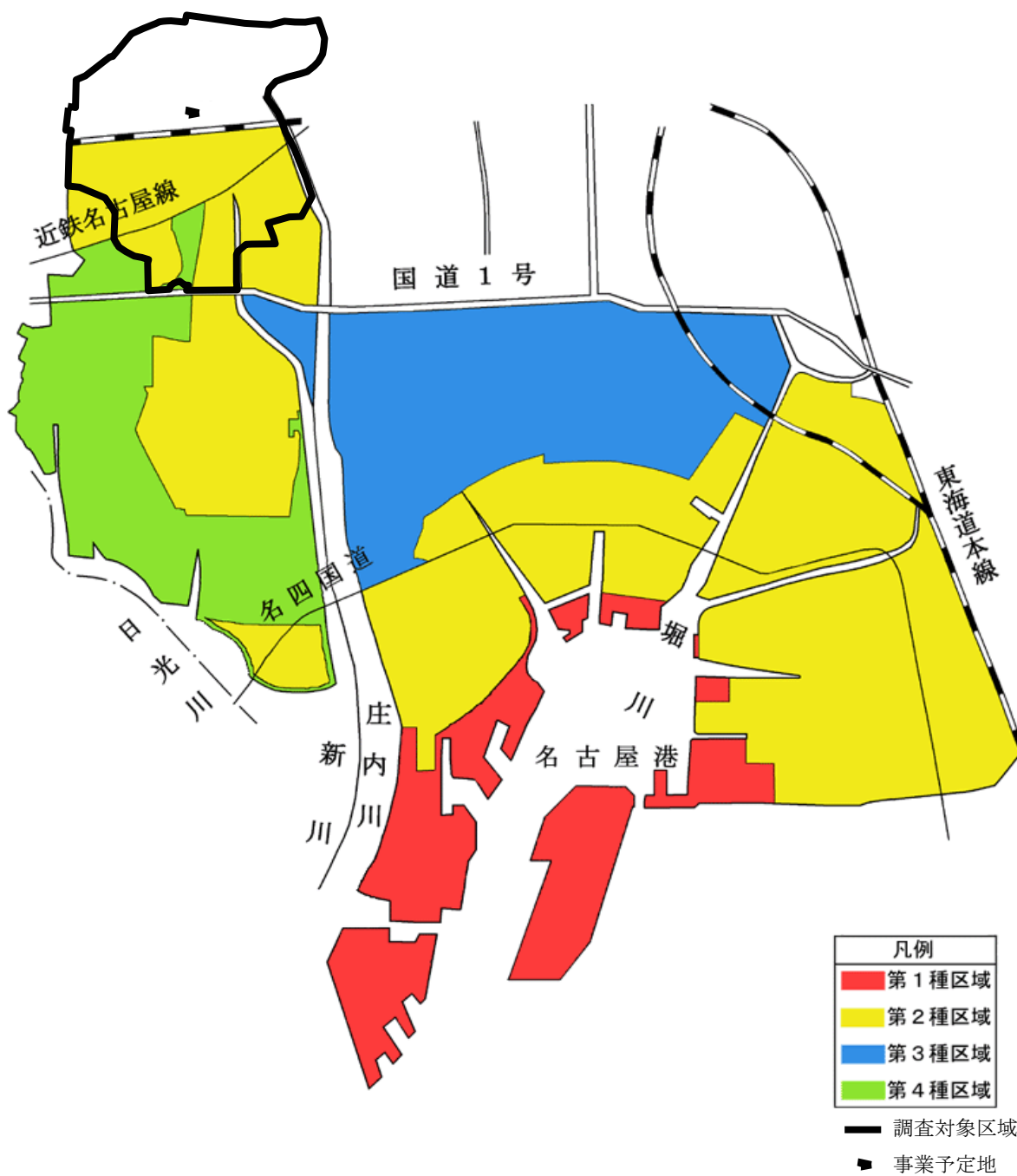
調査対象区域では、図 4-1-12 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 2 種区域及び第 4 種区域が指定されている。

5) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域では、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域が指定されている。

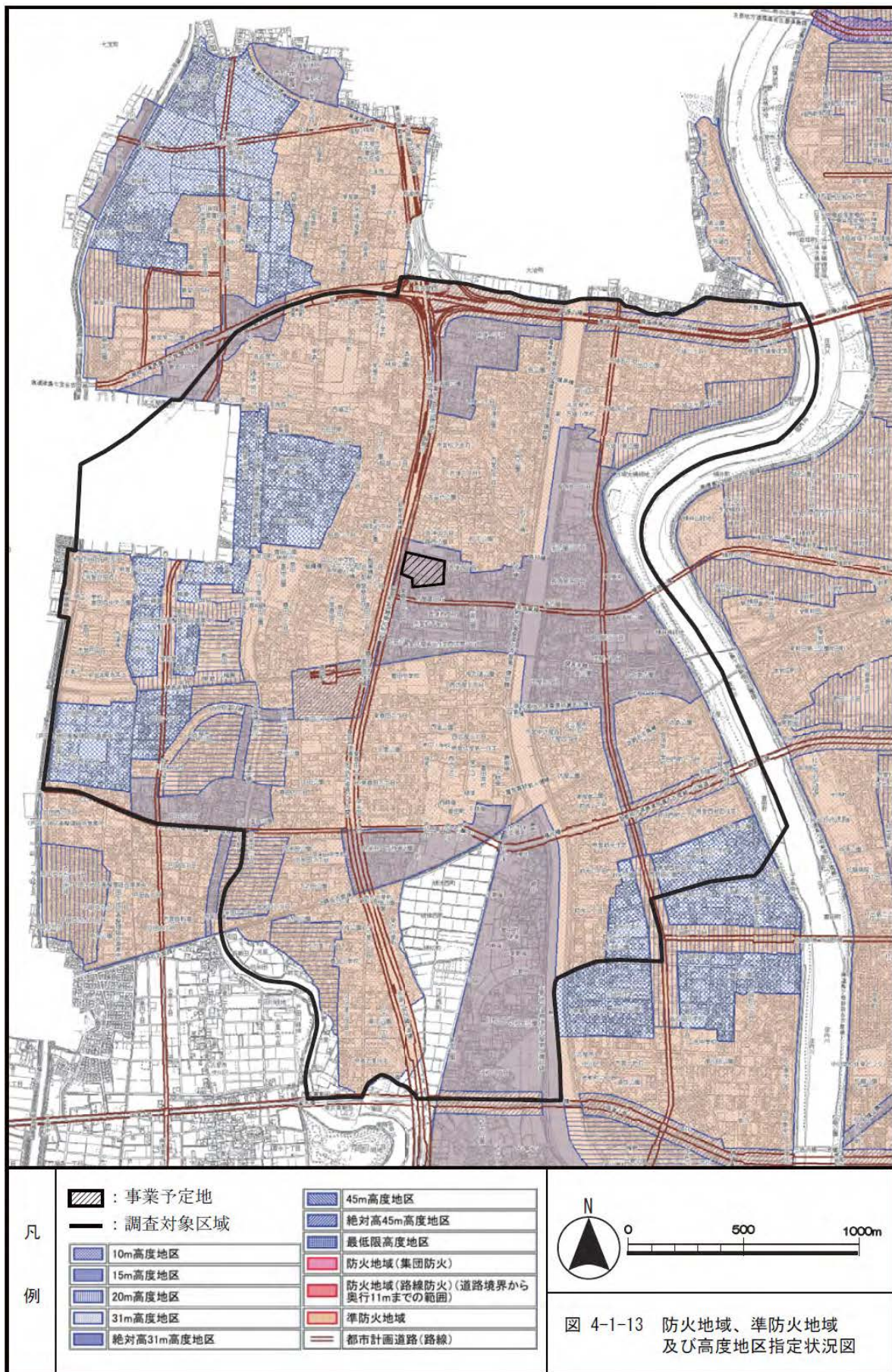
⑤ その他

調査対象区域では、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」に基づく高度地区が指定されている。



出典) 名古屋市ホームページ

図 4-1-12 臨海部防災区域図



(7) 環境保全に関する計画

① 愛知県地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知県地域公害防止計画」を策定している。平成 24 年 3 月に改定し、策定地域は、名古屋市はじめ 7 市となっており、あま市は含まれていない。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて平成 18 年 7 月に「第 2 次環境基本計画」を策定し、現在は、「第 2 次環境基本計画」の目標年度を迎えたことから、2050 年を見据え「水の環境復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の 3 つの長期戦略を踏まえた「2050 年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後 10 年間の方向性と主な施策を示した「第 3 次環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。なお、計画の期間は平成 32 年度としている。

④ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市は、平成 20 年 5 月に 21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この計画では、「ごみも資源も、減らす、活かす」という基本方針を基に、平成 32 年度の目標を「挑戦目標」とし、「①総排出量を 104 万トンに削減する」「②資源分別量を 38 万トンから 50 万トンに引き上げる」「③ごみ処理量を 2 割削減し 54 万トンを目指す」「④埋立量 2 万トンを目指す」の 4 つの目標を掲げている。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

1) 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、自然堤防（微高地）、海岸平野、河原、干拓地、盛土地の地形に区分される。

事業予定地は、海岸平野及び盛土地に区分される。

資料)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(昭和 61 年 愛知県)

「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(昭和 60 年 愛知県)

2) 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、砂・泥を主とする地質及び砂を主とする地質に区分される。

事業予定地は、砂・泥を主とする層に区分される。

資料)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(昭和 61 年 愛知県)

「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(昭和 60 年 愛知県)

② 地盤沈下

調査対象区域内には、名古屋市の水準点が 15 箇所ある。

平成 22 年度の測量結果では、調査対象区域内の水準点において、年間 1cm 以上の沈下はみられない。

資料)「平成 22 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(平成 23 年 東海三県地盤沈下調査会)

「愛知県の水準点」(愛知県ホームページ)

③ 土壌汚染

1) 地 歴

事業予定地周辺は、「地図で見る名古屋市街の今昔」によると、明治 24 年では廣井村の集落として記載され、その後の大正 9 年、昭和 22 年では建物密集地として記載されている。

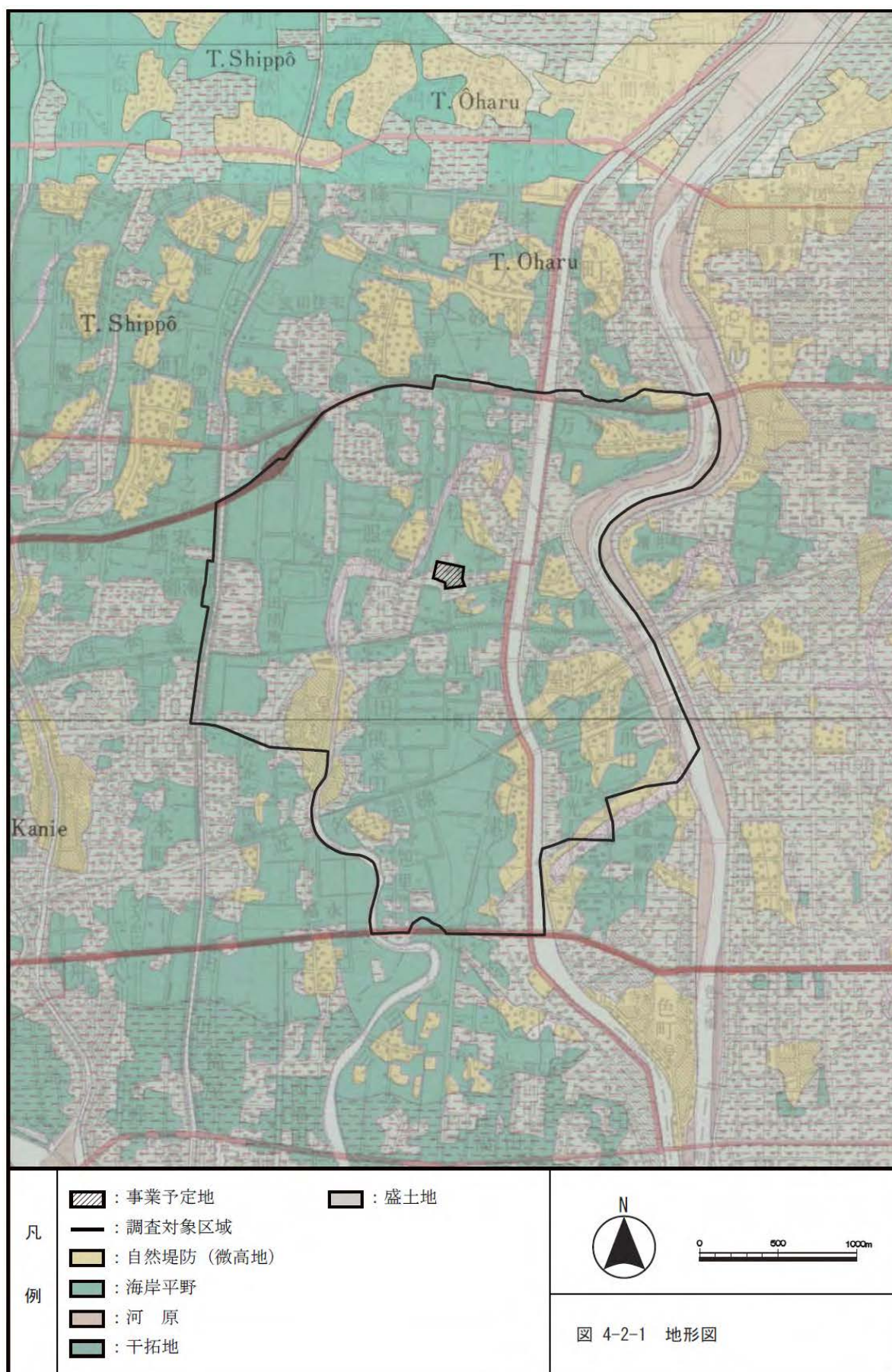
また、事業予定地は、「国土変遷アーカイブ空中写真閲覧システム」によると、昭和 25 年では田畑、昭和 34 年では富田焼却所（昭和 39 年竣工）の敷地が確認される。その後は、富田焼却所、富田工場（平成元年竣工）として利用され、現在に至る。

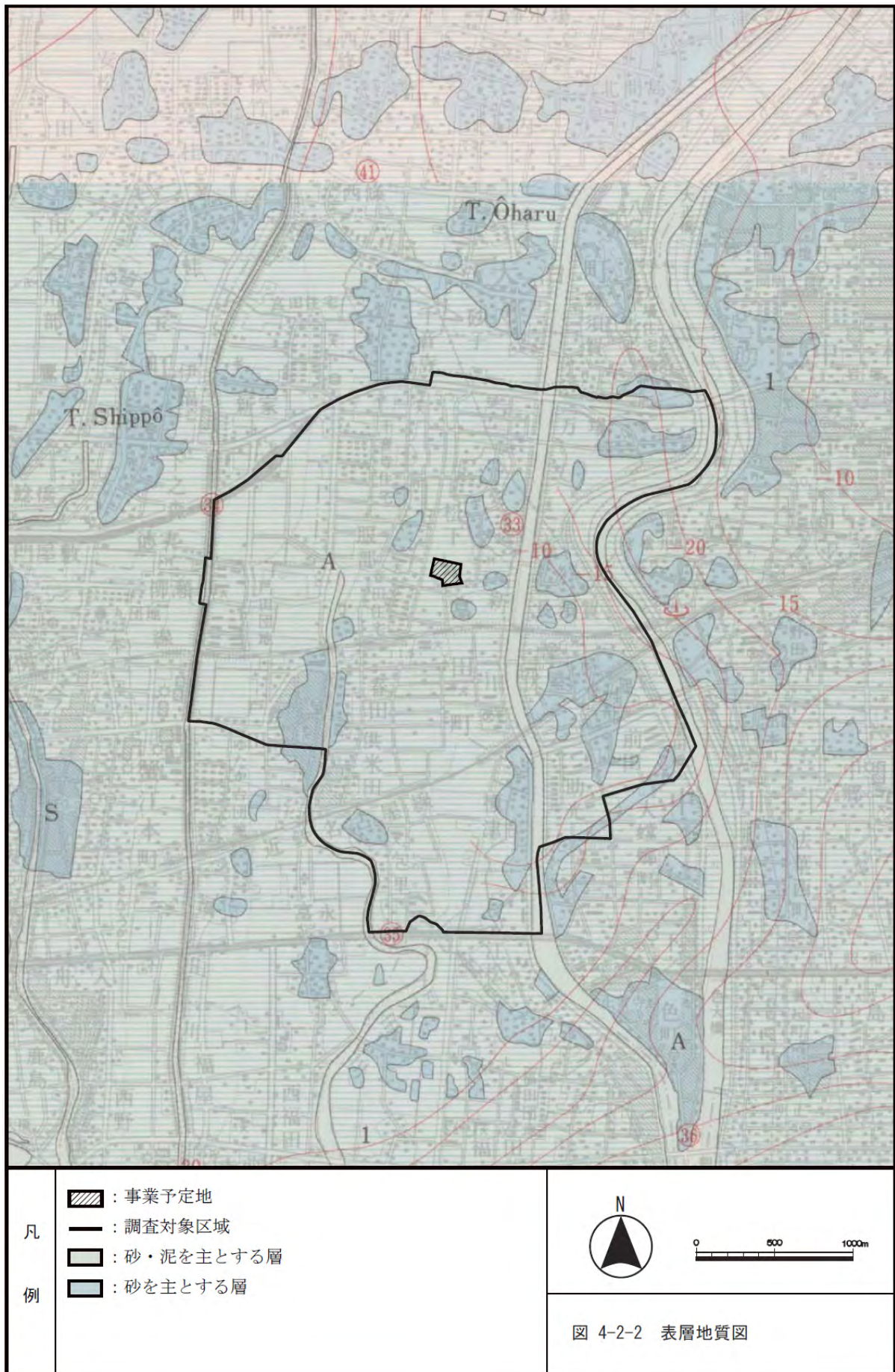
資料)「地図で見る名古屋市街の今昔」(国土地理院)

「国土変遷アーカイブ空中写真閲覧システム」(国土交通省ホームページ)

2) PCB

現況施設の PCB 廃棄物は平成 23 年度に全て適正に処理した。なお、処理するまでについては、PCB の漏洩を防ぐために、耐蝕性のステンレス製容器に入れるなど適切に管理し、漏洩等の事故の発生はなかった。





3) ダイオキシン類

調査対象区域内における土壌のダイオキシン類調査結果は表 4-2-1 に、調査地点は図 4-2-3 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を満たしている。

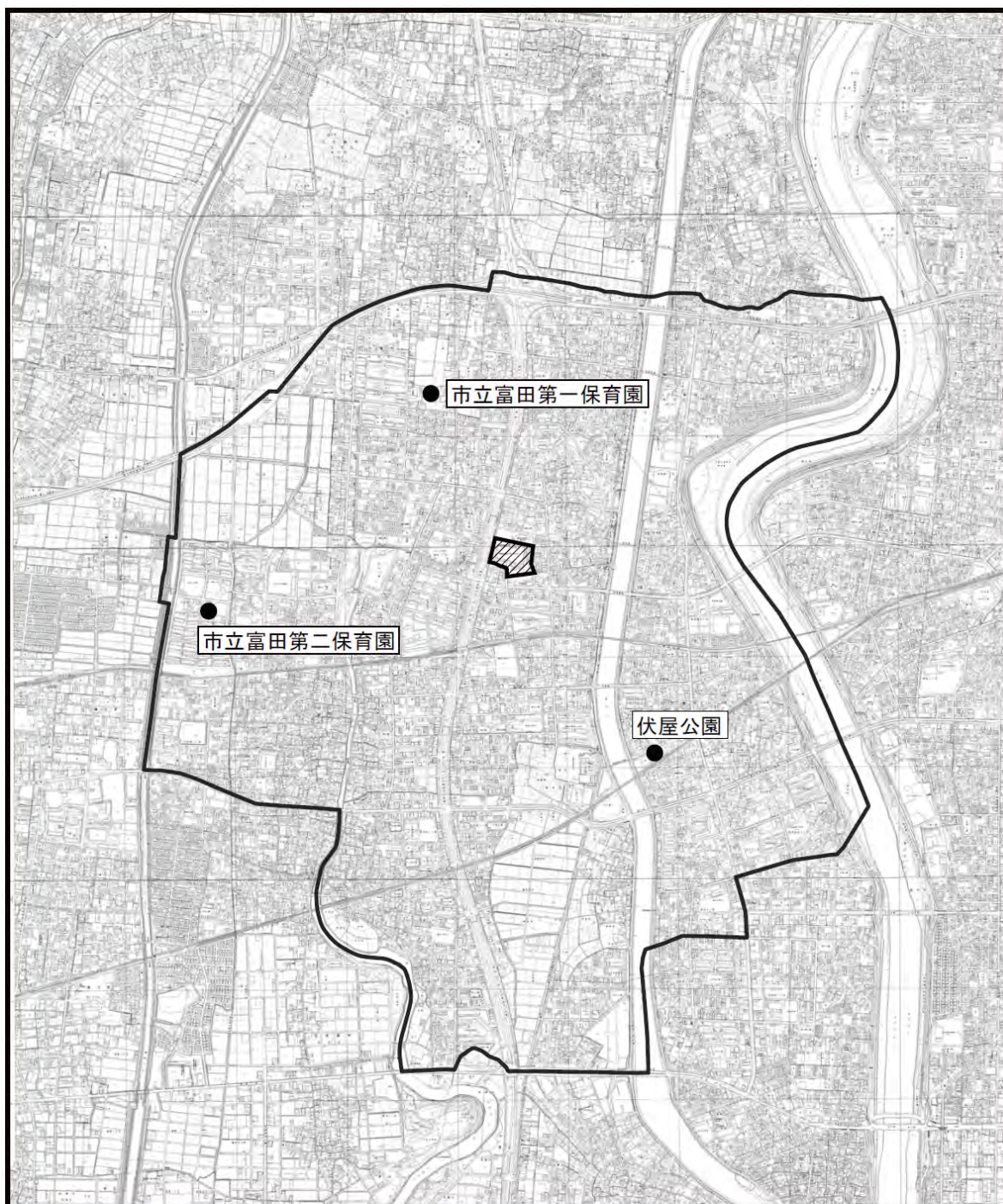
表 4-2-1 土壌のダイオキシン類調査結果

調査年月日	測定調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)
	地点名称	所在地	
平成 14 年 8 月 22 日	市立富田第一保育園	中川区富田町	0.033
平成 14 年 8 月 23 日	伏屋公園	中川区伏屋四丁目	0.084
平成 15 年 5 月 26 日	市立富田第二保育園	中川区富田町大字戸田	0.093

注) TEQはダイオキシン類のそれぞれの異性体を2, 3, 7, 8-TCDDに換算して合計したもので、WHO (1998) を用いた。

資料) 「ダイオキシン類土壌調査結果」(名古屋市ホームページ)

「ダイオキシン類対策」(環境省ホームページ)



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 土壌のダイオキシン類調査地点



図 4-2-3
土壌のダイオキシン類調査地点

(2) 水環境の状況

① 水 象

調査対象区域は、庄内川水系内にある。

調査対象区域内には庄内川、新川、戸田川及び福田川が流れている。

資料)「名古屋市河川図」(平成 13 年 名古屋市)

② 水 質

調査対象区域内に調査地点はない。

調査対象区域内を流れる新川、戸田川及び福田川において、平成 23 年度に実施された調査結果によると、新川(日の出橋)、戸田川(新東福橋)及び福田川(新西福橋)で pH の環境基準及び環境目標値適合率は 100%、DO の環境基準適合率は新川(日の出橋)で 100%、環境目標値適合率は戸田川(新東福橋)で 17%、福田川(新西福橋)で 100%となっている。

また、BOD の環境目標値についても新川(日の出橋)と福田川(新西福橋)では達成しているが、戸田川(新東福橋)では達成していない。

資料)「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 24 年 名古屋市)

「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果について」(平成 24 年 愛知県)

③ 底 質

調査対象区域内に調査地点はない。

また、名古屋市内では 3 地点で測定が行われており、平成 23 年度における測定結果では、総水銀及び PCB については、全地点で基準を満足している。

資料)「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 24 年 名古屋市)

「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果について」(平成 24 年 愛知県)

④ 地下水

調査対象区域内における地下水調査結果は、表 4-2-2 に示すとおりである。

過去 5 年間における調査では、全て環境基準を満たしていた。

表 4-2-2 地下水調査結果における環境基準適合状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23
調査地点数	0	1	1	1	5
環境基準 達成地点	0	1	1	1	5

資料)「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 20～24 年 名古屋市)

「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果について」(平成 20～24 年 愛知県)

(3) 大気環境の状況

① 気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の年間平均気温は 16.4℃、年平均降水量は 1564.2mm である。

また、調査対象区域内の富田支所における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の風向・風速の測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりである。

5 年間の最多風向は名古屋地方気象台が西北西、富田支所が北北西となっており、北西系の風が多かった。平均風速は名古屋地方気象台が 2.9m/s、富田支所が 2.6m/s となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示した。

資料)「平成 18～22 年度 大気環境調査報告書」(平成 19～23 年 名古屋市)

「気象観測データ」(気象庁ホームページ)

表 4-2-3 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 18～22 年度））

単位：風速（m/s）

区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間
富田支所	最多風向	NW	NW	NW	NW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NW	NW	NNW
	平均風速	3.1	3.0	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.4	2.5	2.6	2.9	3.2	2.6

② 大気質

調査対象区域内の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の富田支所のみであり、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）は存在しない。

測定局の位置は、図 4-2-4 に示すとおりである。

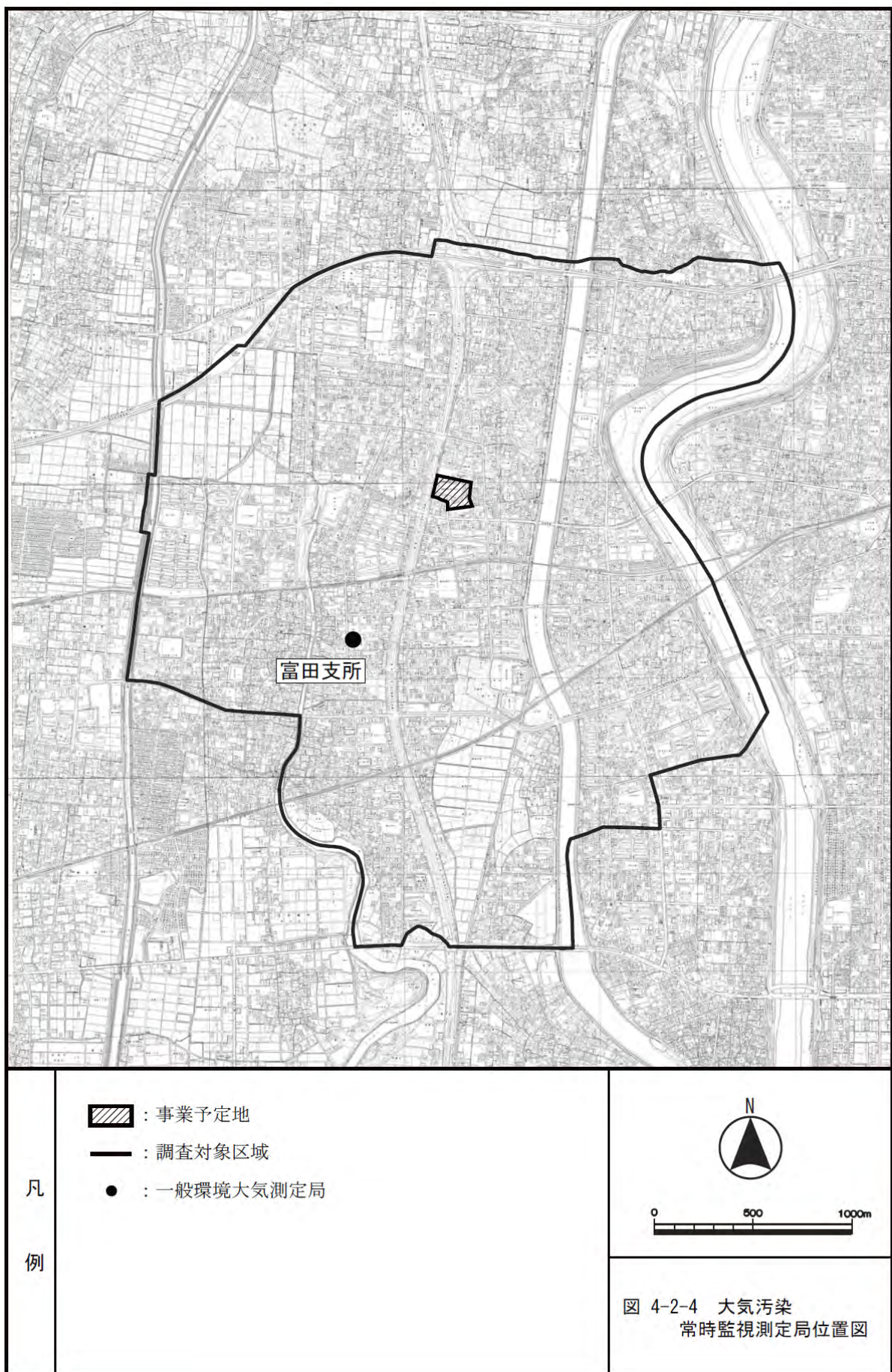
資料)「平成 23 年度 大気汚染常時監視結果」(平成 24 年 名古屋市)

「平成 23 年度ダイオキシン類調査結果について」(平成 24 年 名古屋市)

「事業概要（平成 23 年度資料編）」(名古屋市ホームページ)

「平成 23 年度大気汚染調査結果」(平成 24 年 愛知県)

「平成 22 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」(愛知県ホームページ)



1) 二酸化硫黄

富田支所では二酸化硫黄の測定は行っていない。

なお、名古屋市内では5局（一般局4局、自排局1局）で測定が行われており、平成23年度における測定結果では、全局で環境基準を達成している。

2) 二酸化窒素

富田支所での平成23年度における測定結果は、表4-2-4に示すとおりである。

なお、名古屋市内では18局（一般局11局、自排局7局）、あま市内では2局（一般局1局、自排局1局）で測定が行われており、平成23年度における測定結果では、全局で環境基準を達成している。

表 4-2-4 二酸化窒素測定結果（平成23年度 富田支所）

年平均値 (ppm)	環境基準との対比		1 時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○：達 成 ×：未達成
	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数とその割合				
	(日)	(%)			
0.016	0	0.0	0.064	0.031	○

注) 1：環境基準は、「1時間値の1日平均値は0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2：評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

3) 一酸化炭素

富田支所では一酸化炭素の測定は行われていない。

なお、名古屋市内では2局（一般局1局、自排局1局）で測定が行われており、平成23年度における測定結果では、全局で環境基準を達成している。

4) 浮遊粒子状物質

富田支所での平成23年度における測定結果は、表4-2-5に示すとおりである。

なお、名古屋市内では18局（一般局11局、自排局7局）、あま市内では2局（一般局1局、自排局1局）で測定が行われており、平成23年度における測定結果では、名古屋市内は11局（一般局7局、自排局4局）、あま市内は全局で環境基準を達成している。

表 4-2-5 浮遊粒子状物質測定結果（平成23年度 富田支所）

年平均値 (mg/m³)	環境基準との対比				1 時間値 の最高値 (mg/m³)	日 平均値の 2%除外値 (mg/m³)	環境基準の 達成状況 ○：達 成 ×：未達成
	1 時間値が 0.20 mg/m³を 超えた時間数とその割合		日 平均値が 0.10 mg/m³を 超えた日数とその割合				
	(時間)	(%)	(日)	(%)			
0.022	0	0.0	1	0.3	0.183	0.053	○

注) 1：環境基準は、「1時間値の1日平均値は0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2：評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

5) 光化学オキシダント

富田支所での平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-6 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 14 局（一般局 11 局、自排局 3 局）、あま市内では 1 局（一般局）で測定が行われており、平成 23 年度における測定結果では、全局で環境基準を達成していない。

表 4-2-6 光化学オキシダント測定結果（平成 23 年度 富田支所）

昼間の 1 時間値の 年平均値 (ppm)	環境基準との対比		昼間の 1 時間値の 最高値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○：達 成 ×：未達成
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数とその割合			
	(時間)	(%)		
0.028	234	4.3	0.117	×

注) 1：環境基準は、「1 時間値が 0.06ppm 以下であること。」である。

2：評価方法は、「年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること、ただし 5 時～20 時の昼間時間帯について評価する。」である。

6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

富田支所では微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定は行われていない。

なお、名古屋市内では 2 局（一般局 1 局、自排局 1 局）で測定が行われており、平成 23 年度における測定結果では、全局で環境基準を達成していない。

7) ダイオキシン類

富田支所では現在、ダイオキシン類の測定は行われていないが、平成 19 年度までは測定を行っていた。平成 15～19 年度の測定結果は表 4-2-7 に示すとおりであり、5 年間とも環境基準を達成していた。

なお、名古屋市内では 4 地点、あま市内では 1 地点で測定が行われており、平成 23 年度（あま市内は平成 22 年度）における測定結果では、全地点で環境基準を達成している。

表 4-2-7 ダイオキシン類測定結果（富田支所）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年平均値 (pg-TEQ/m ³)	0.091	0.077	0.13	0.063	0.051

注) 環境基準は、「0.6pg-TEQ/m³以下であること。」である。

8) 有害大気汚染物質

(ア) 環境基準が定められている物質

富田支所での平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-8 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 5 地点で測定が行われており、平成 23 年度における測定結果では、全地点で環境基準を達成している。

表 4-2-8 環境基準が定められている物質の測定結果（平成 23 年度 富田支所）

物質名	調査結果	環境基準	達成状況 ○：達 成 ×：未達成
ベンゼン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1.3	3 以下	○
トリクロロエチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.88	200 以下	○
テトラクロロエチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.14	200 以下	○
ジクロロメタン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2.0	150 以下	○

(イ) 指針値が定められている物質

富田支所での平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-9 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 5 地点で測定が行われており、平成 23 年度における測定結果では、全地点で指針値を満たしている。

表 4-2-9 指針値が定められている物質の測定結果（平成 23 年度 富田支所）

物質名	調査結果	指針値	達成状況 ○：達 成 ×：未達成
アクリロニトル（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.050	2 以下	○
塩化ビニルモノマー（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.025	10 以下	○
水銀及びその化合物（ ng/m^3 ）	1.7	40 以下	○
ニッケル化合物（ ng/m^3 ）	4.1	25 以下	○
クロロホルム（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.17	18 以下	○
1,2-ジクロロエタン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.30	1.6 以下	○
1,3-ブタンジエン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.12	2.5 以下	○
ヒ素及びその他化合物（ ng/m^3 ）	2.1	6 以下	○

③ 騒 音

1) 環境騒音

調査対象区域における平成 21 年度の環境騒音調査地点は図 4-2-6 に、調査結果は表 4-2-10 に示すとおりである。等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、準工業地域の伏屋五丁目が昼間 52dB、夜間 42dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。第 1 種住居地域の春田五丁目が昼間 45dB、夜間 38dB、吉津二丁目が昼間 48dB、夜間 41dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。

また、名古屋市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-5 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建築騒音の 4.9%となっている。

資料)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 21 年度)」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-10 環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
伏屋五丁目	準工業地域	52	42	60 以下	50 以下
春田五丁目	第 1 種住居地域	45	38	55 以下	45 以下
吉津二丁目		48	41		

注) 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

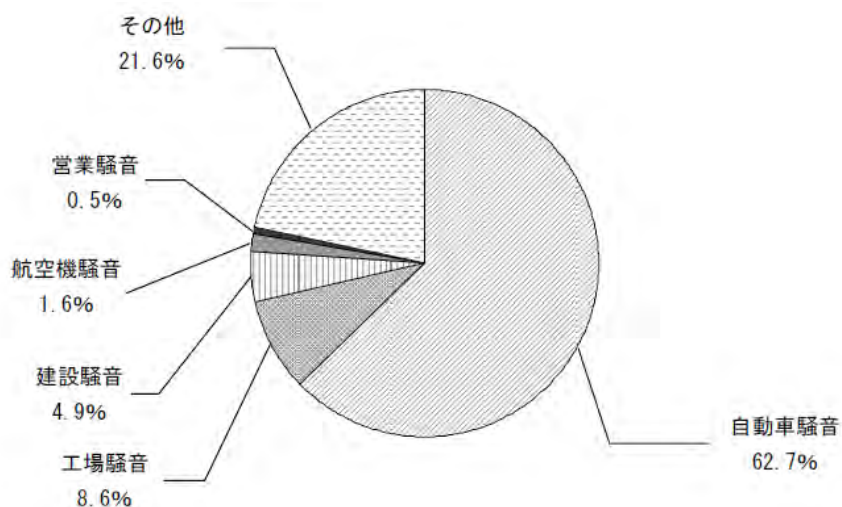
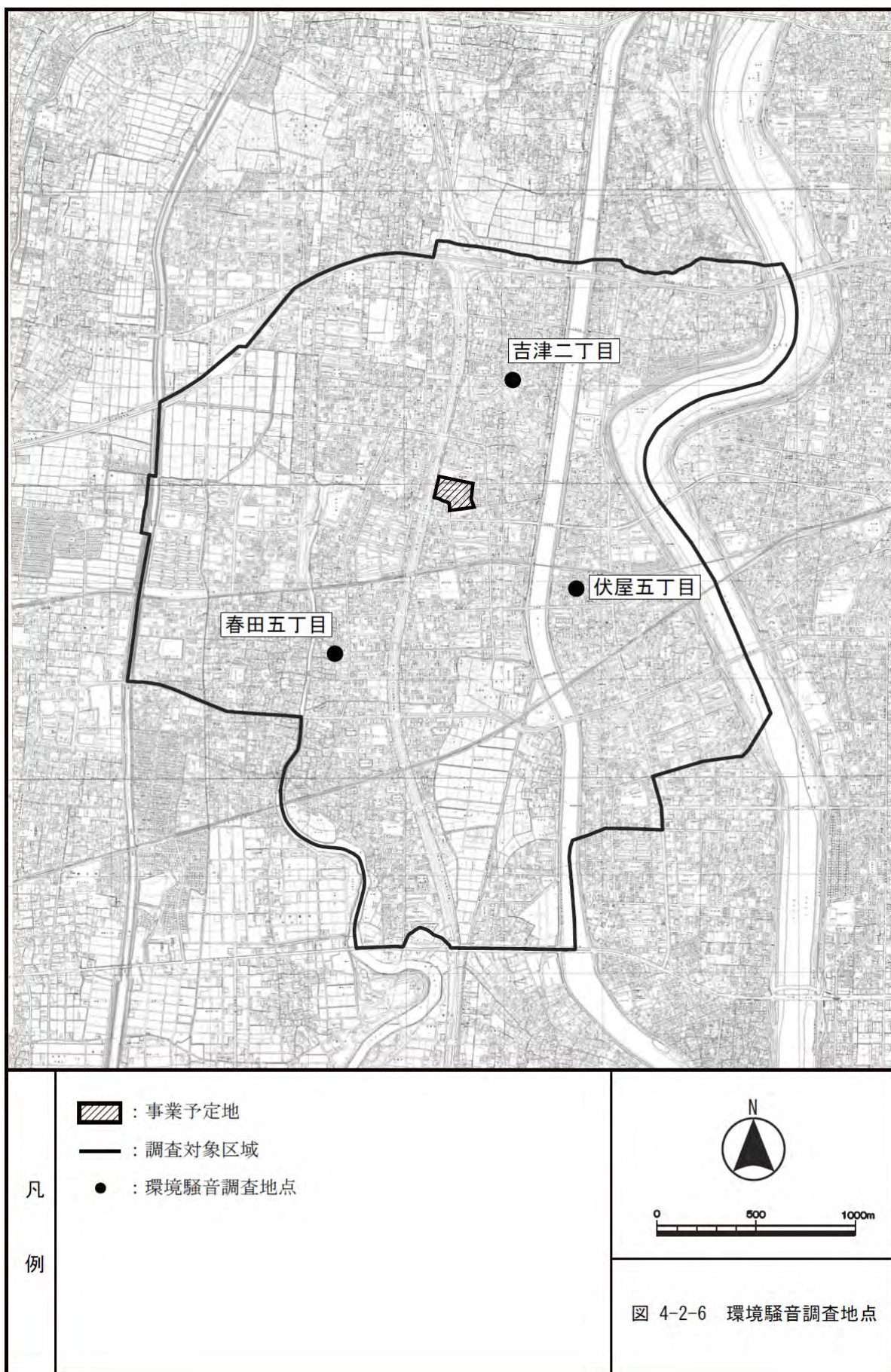


図 4-2-5 環境騒音の主な寄与音源



2) 道路交通騒音

調査対象区域及びその周辺における平成 20 年度の道路交通騒音調査結果は表 4-2-11 に示すとおりである。これによると、等価騒音レベル (L_{Aeq}) が最も大きい路線は県道名古屋蟹江弥富線であり、昼間 73dB、夜間 69dB となっている。

また、調査対象区域における平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 4-2-12 に、調査路線は図 4-2-7 に示すとおりであり、昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合は 54～100%の範囲となっている。

資料)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 19 年度・平成 20 年度)」(名古屋市ホームページ)

「平成 20 年度自動車騒音実態監視結果一覧表」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-11 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
		昼間	夜間	小型車	大型車	
近畿自動車道名古屋大阪線	中川区新家二丁目	62	57	—	—	—
国道 302 号	中川区春田三丁目	61	56	200	94	32
県道名古屋第 2 環状線	中川区吉津三丁目	70	66	68	13	16
県道名古屋蟹江弥富線	中川区富田町	73	69	305	54	15
県道弥富名古屋線	中川区春田三丁目	64	59	90	8	8
	中川区助光一丁目	69	65	144	30	17
県道津島七宝名古屋線	中川区万場五丁目	68	65	784	362	32

注) 1: 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

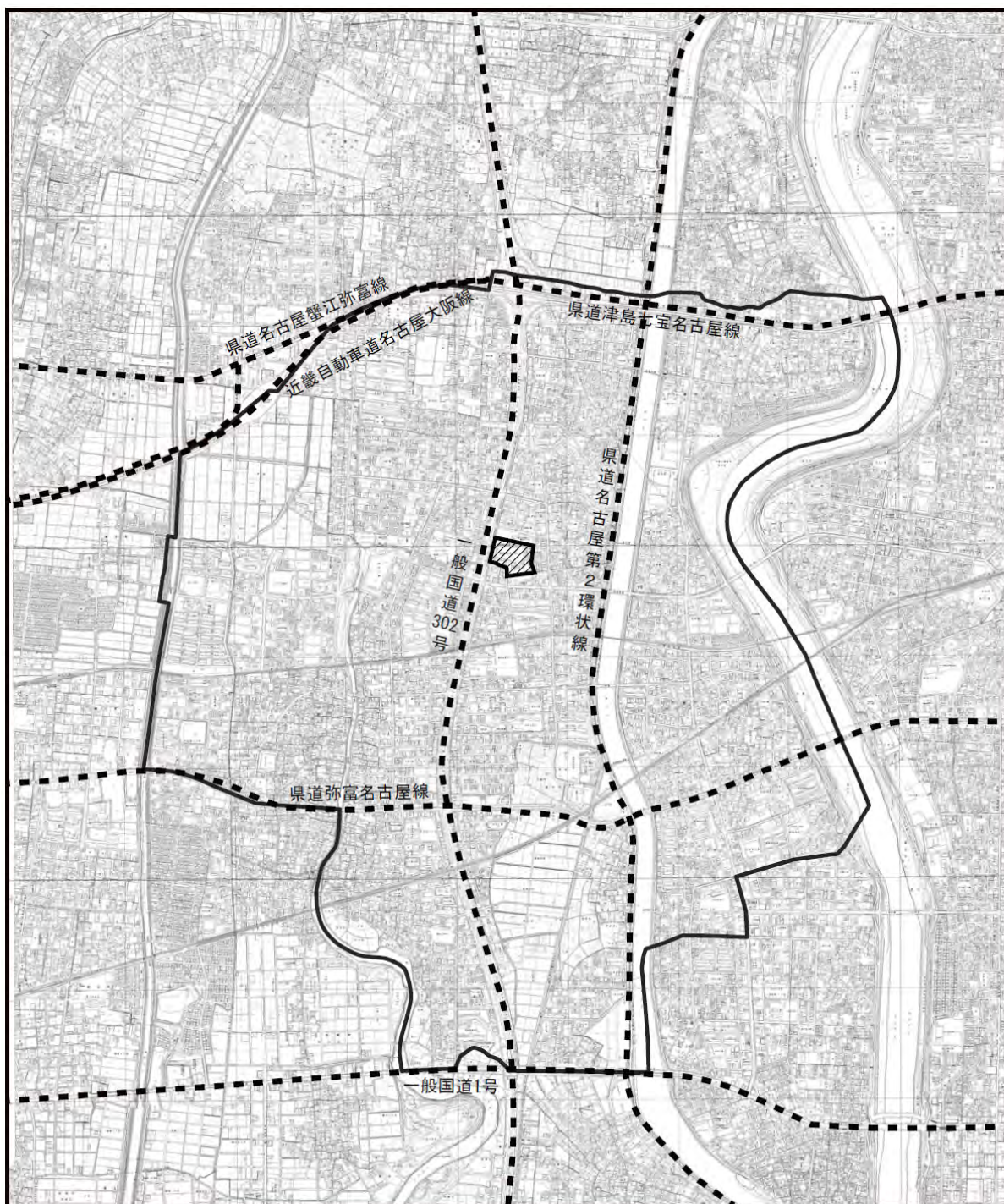
2: 交通量は、昼間 10 分間における台数である。

表 4-2-12 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

道路名	評価区間		調査区間 内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
	始点	終点		昼間	夜間	昼夜
近畿自動車道名古屋大阪線	名東区牧の原 2 丁目	中川区新家 2 丁目	356	96	95	95
一般国道 1 号	中川区下之一色町	中川区江松西町	566	91	86	85
	中川区江松西町	中川区福島 2 丁目	130	98	98	98
一般国道 302 号	中川区江松西町	中川区春田 3 丁目	407	100	100	100
	中川区春田 3 丁目	中川区島井町	412	98	98	98
	中川区島井町	中川区富田町	14	100	100	100
県道津島七宝名古屋線	中川区新家 2 丁目	中川区新家 2 丁目	67	99	99	99
	中川区島井町	中川区岩塚町	397	99	98	98
県道名古屋蟹江弥富線	中川区島井町	中川区新家 2 丁目	312	57	54	54
	中川区新家 2 丁目	中川区新家 2 丁目	62	98	98	98
県道名古屋第 2 環状線	中川区吉津 1 丁目	港区小賀須 1 丁目	887	99	99	99
県道弥富名古屋線	中川区富田町	中川区富田町	277	100	100	100
	中川区戸田西 2 丁目	中川区富田町	1151	100	100	100
	中川区富田町	中川区打中 1 丁目	289	100	100	100

注) 環境基準達成は以下のとおりである。

- ・昼間：昼間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・夜間：夜間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・昼夜：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 調査路線

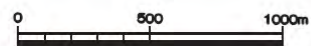


図 4-2-7
道路交通騒音調査路線図

④ 振 動

調査対象区域及びその周辺における平成19年度及び平成20年度の道路交通振動調査結果は表4-2-13に示すとおりである。これによると、振動レベルが最も大きい路線は県道弥富名古屋線であり48dBとなっている。

資料)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成19年度・平成20年度)」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-13 道路交通振動調査結果

路線名	測定地点の住所	振動レベル(L ₁₀) (dB)	交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	
近畿自動車道名古屋大阪線	中川区新家二丁目	45	—	—	—
国道302号	中川区春田三丁目	46	200	94	32
県道名古屋第2環状線	中川区吉津三丁目	40	68	13	16
県道名古屋蟹江弥富線	中川区富田町	43	305	54	15
県道弥富名古屋線	中川区春田三丁目	43	90	8	8
	中川区助光一丁目	48	144	30	17

注) 1: 振動レベルは昼間10分間における振動レベルの80%レンジの上端値である。

2: 交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪 臭

平成22年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は431件あり、公害苦情処理件数総数1,833件の約24%を占めている。また、中川区では総数163件のうち44件(約27%)が悪臭に関する苦情処理件数となっている。

また、平成22年度のあま市における悪臭に関する苦情処理件数は81件であり、公害苦情処理件数総数99件の約82%を占めている。

資料)「平成23年版 名古屋市環境白書」(平成23年 名古屋市)

「統計あま」(あま市ホームページ)

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成21年の部門別二酸化炭素排出量は、図4-2-8に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の30.8%、次いで業務の25.3%、産業の22.4%となっている。

また、二酸化炭素は調査対象区域では測定しておらず、名古屋市内では2局(天白区及び中区)で測定しており、これらの測定結果は、図4-2-9に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、天白区では年々増加している。

資料)「名古屋市域からの温室効果ガス排出量の調査結果」(名古屋市ホームページ)

「平成23年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)

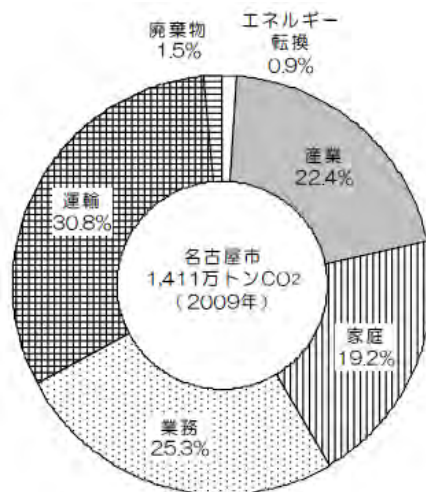


図 4-2-8 部門別二酸化炭素排出量

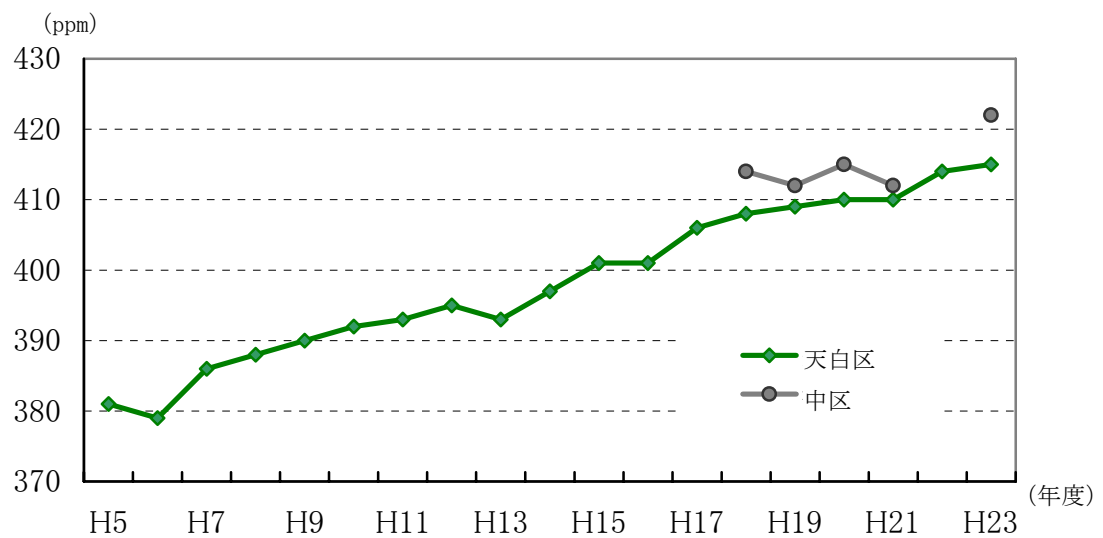


図 4-2-9 二酸化炭素年平均値の推移

注) 中区では、平成 18 年度途中より測定を開始し、平成 21 年度途中から測定を休止していた。
その後、平成 23 年度より測定を再開している。

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占め、人為的影響を強く受けた環境となっており、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

なお、調査対象区域周辺の動物について、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2004 動物編」（平成 16 年 名古屋市）、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2010 2004 年版補遺」（平成 22 年 名古屋市）及び「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2009」（平成 21 年 愛知県）には、54 種類掲載されている。

② 植 物

調査対象区域は市街地で、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

なお、調査対象区域周辺の植物について、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2004 植物編」（平成 16 年 名古屋市）、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2010 2004 年版補遺」及び「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2009」には、46 種類掲載されている。

③ 生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑 地

調査対象区域における緑地は、横井橋緑地、万場大橋緑地の一部、戸田川緑地の一部、及び多数の公園等に散在している。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

事業予定地の西側約 500m に富田公園があり、戸田川発見隊を中心に公園内の花壇等の整備や公園内を流れる戸田川において大清掃及び観察会等が開催されている。

第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

5-1 環境影響評価の項目

(1) 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細区分	
工事中	既存設備の解体・撤去	大気汚染物質の状況、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	外構工事	土壌汚染の状況、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	新規設備の設置	廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	施設の存在	緑地等の存在
	施設の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動・低周波音・悪臭の発生、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	施設関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

(2) 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（上記表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-1-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 5-1-3 に、選定しなかった理由は表 5-1-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性及び緑地等の計 10 項目である。

表 5-1-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の区分

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中					存在・供用時		
	細区分	既存設備の解体・撤去	外構工事	新規設備の設置	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
(1) 大気質	浮遊粒子状物質				○	○		○	○
	窒素酸化物				○	○		○	○
	二酸化硫黄							○	
	塩化水素							○	
	石綿	○							
	ダイオキシン類	○						○	
	水銀							○	
(2) 騒音	建設作業騒音				○				
	道路交通騒音					○			○
	施設の稼働に伴う騒音							○	
(3) 振動	建設作業振動				○				
	道路交通振動					○			○
	施設の稼働に伴う振動							○	
(4) 低周波音	施設の稼働に伴う低周波音							○	
(5) 悪臭	施設の稼働に伴う悪臭							○	
(6) 水質・底質									
(7) 地下水									
(8) 地形・地質									
(9) 地盤									
(10) 土壌	ダイオキシン類		○						
	特定有害物質		○						
(11) 植物									
(12) 動物									
(13) 生態系									
(14) 景観									
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場									
(16) 文化財									
(17) 廃棄物等	廃棄物等	○	○	○				○	
(18) 温室効果ガス等	二酸化炭素（温室効果ガス）	○	○	○	○	○		○	○
	オゾン層破壊物質	○							
(19) 風害									
(20) 日照阻害									
(21) 電波障害									
(22) 地域分断									
(23) 安全性	交通安全					○			○
(24) 緑地等	緑地の状況						○		

表 5-1-3 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時期	選定した理由
(1) 大気質	工事中	・既存設備の解体・撤去前に石綿（使用が確認された場合）及びダイオキシン類の適切な除去が必要となる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物等による大気質への影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。
(2) 騒音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(3) 振動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(4) 低周波音	供用時	・施設の稼働に伴い発生する低周波音による影響が考えられる。
(5) 悪臭	供用時	・施設の稼働に伴い発生する悪臭による影響が考えられる。
(10) 土壌	工事中	・掘削を伴う外構工事を行う場合は、汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
(17) 廃棄物等	工事中	・既存設備の解体・撤去前の石綿（使用が確認された場合）及びダイオキシン類除去作業により発生する廃棄物による影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去、外構工事及び新規設備の設置に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物による影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等	工事中	・既存設備の解体・撤去、外構工事、新規設備の設置、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
(23) 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
(24) 緑地等	供用時	・外構工事を行う場合、緑化率の変化が考えられる。

表 5-1-4 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時期	抽出しなかった理由
(4) 低周波音	工事中	・ 著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
(5) 悪臭	工事中	・ 既存設備の解体・撤去は原則として建屋内で行うため、周囲への影響は小さいと考えられる。
(6) 水質・底質 (7) 地下水	工事中 ・ 供用時	・ 工事中の排水は、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・ 施設稼働時の排水は、処理後施設内で再利用し、公共下水道に排水するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・ 有害物質等を使用・貯蔵する施設があり、水質汚濁防止法の指定事業場に該当するが、有害物質等の貯蔵タンクは不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図っていることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(8) 地形・地質 (9) 地盤	工事中 ・ 供用時	・ 設備更新による施設再稼働のため、大規模な掘削等を行わないことから、本事業による変化はないものと考えられる。
(10) 土壌	供用時	・ 有害物質等を使用・貯蔵する施設があり、水質汚濁防止法の指定事業場に該当するが、有害物質等の貯蔵タンクは不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図っていることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(11) 植物 (12) 動物 (13) 生態系	工事中 ・ 供用時	・ 事業予定地及びその周辺は、人間活動の影響を強く受けた地域であり、本事業は設備更新による施設再稼働のため、本事業による変化はないものと考えられる。
(14) 景観 (15) 人と自然との触れ合いの活動の場 (16) 文化財 (19) 風害 (20) 日照阻害 (21) 電波障害 (22) 地域分断	工事中 ・ 供用時	・ 設備更新による施設再稼働のため、本事業による変化はないものと考えられる。

5-2 調査予定期間

平成 25 年度

5-3 調査及び予測の手法

(1) 大気質

[調査]

既存資料 調査	大気質	調査目的	(1) 事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 (2) 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握 (3) 石綿使用状況の把握
		調査事項	(1) (2) 浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び二酸化硫黄濃度 (3) 石綿使用状況及び量
		調査方法	(1) (2) 大気汚染常時監視測定局データの整理 (3) 過去の石綿使用状況調査結果の整理
	気象	調査目的	・事業予定地周辺の現況気象概況の把握 ・大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	・風向、風速、気温、湿度、日射量及び雲量
		調査方法	・大気汚染常時監視測定局（富田支所）データの整理 ・名古屋地方気象台データの整理
現地調査	大気質	調査目的	・事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 ・予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握 ・石綿使用状況の把握
		調査事項	(1) 一般環境 ・浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄、微小粒子状物質 (PM _{2.5})、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀 (2) 道路環境 ・浮遊粒子状物質、窒素酸化物 (3) 石綿使用状況 ・石綿使用状況及び量
		調査方法	(1) 一般環境 1) 浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄及び微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ・環境基準に規定する測定の方法 2) 塩化水素 ・「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年 環境庁）に規定する測定の方法 3) ダイオキシン類 ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月改訂 環境省）に規定する測定の方法 4) 水銀 ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月改訂 環境省）に準拠した方法 (2) 道路環境 ・環境基準に規定する測定の方法 (3) 石綿使用状況 ・図面等による確認
		調査地点	(1) 一般環境 ・事業予定地及びその周辺計 5 地点（図 5-3-1（p. 75）参照） ・富田支所では常時監視測定局で測定を行っていない二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀を測定 ・微小粒子状物質 (PM _{2.5}) の測定は、事業予定地内 1 地点のみ (2) 道路環境 ・工事関係車両及び施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺の沿道 6 地点（図 5-3-1（p. 75）参照）
		調査時期	・四季について各 1 週間
	気象	調査目的	・事業予定地周辺の気象概況の把握 ・予測のためのデータ把握
		調査事項	・上層気象の風向、風速及び鉛直分布
		調査方法	・「高層気象観測指針」（平成 16 年 気象庁）に準拠した方法
		調査地点	・事業予定地内（図 5-3-2（p. 76 参照））
		調査時期	・四季について各 1 週間

現地調査	交通量	調査目的	・事業予定地周辺における交通量の現況把握
		調査事項	・自動車交通量（時刻別、方向別、車種別）
		調査方法	・自動車交通量は、数取器を用いて調査 ・車種分類は乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする
		調査地点	・工事関係車両及び施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点（図 5-3-1（p. 75）参照）
		調査時期	・1 年間を通して平均的な交通量として考えられる平日、土曜日及び祝日各 1 日（24 時間）

[予 測]

工事中	既存設備の解体・撤去	予測事項	・既存設備解体・撤去時の石綿及びダイオキシン類
		予測項目	(1) 石綿 (2) ダイオキシン類
		予測条件	(1)「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に基づく飛散防止対策 (2)「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づくばく露防止対策
		予測方法	・工事計画に基づく推計
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・既存設備解体・撤去中
		予測事項	・建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
	建設機械の稼働	予測項目	・浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の 2%除外値） ・二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間 98%値）
		予測条件	・気象条件 ・バックグラウンド濃度 ・建設機械の種類別大気汚染物質排出量 ・建設機械の種類別稼働台数 ・建設機械の配置
		予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期
		予測事項	・工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	・浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の 2%除外値） ・二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間 98%値）
	工事関係車両の走行	予測条件	・気象条件 ・予測地点におけるバックグラウンド濃度 ・自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 ・排出源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） ・事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点（図 5-3-1（p. 75）参照）
		予測時期	・工事関係車両の走行による大気汚染物質排出量が最大となる時期
		予測事項	・施設の稼働による大気汚染物質濃度
	供用時	予測項目	(1) 長期予測 ・浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の 2%除外値） ・二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間 98%値） ・二酸化硫黄濃度（年平均値及び日平均値の 2%除外値） ・塩化水素濃度（年平均値） ・ダイオキシン類濃度（年平均値） ・水銀濃度（年平均値） (2) 短期予測 ・(1) 長期予測に示す各項目の 1 時間値
		予測条件	・気象条件 ・バックグラウンド濃度 ・排出源条件（煙突高さ、排出ガス量及び大気汚染物質排出濃度等）

供用時	施設の稼働	予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測（年平均値等による長期予測及び1時間値による短期予測）
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期
	施設関連車両の走行	予測事項	・施設関連車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	・浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） ・二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	・気象条件 ・予測地点におけるバックグラウンド濃度 ・自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 ・排出源条件（走行ルート別施設関連車両台数、走行速度、道路構造等） ・事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路6地点（図5-3-1（p.75）参照）
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期

注）微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、予測手法が確立されていないため、予測は行わない予定だが、環境影響評価準備書提出までに予測手法が確立された場合には、予測を行うこととする。

（2）騒音

〔調査〕

既存資料調査	調査目的	・事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	・環境騒音 ・道路交通騒音
	調査方法	・「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成21年度）」の整理 ・「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺における騒音の現況把握
	調査事項	(1)環境騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） (2)道路交通騒音（等価騒音レベル） (3)自動車交通量（時刻別、方向別、車種別）
	調査方法	(1)(2)環境騒音、道路交通騒音は「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 (3)自動車交通量は、数取器を用いて調査 車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする
	調査地点	(1)環境騒音は、事業予定地周辺4地点（図5-3-2（p.76）参照） (2)(3)道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両及び施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路6地点（図5-3-1（p.75）参照）
	調査時期	(1)環境騒音は、1年を通して平均的な日と考えられる平日、土曜日及び祝日各1日（24時間） (2)(3)道路交通騒音及び自動車交通量は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日、土曜日及び祝日各1日（24時間）

〔予測〕

工事中	建設機械の稼働	予測事項	・建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	・建設機械騒音（等価騒音レベル及び時間率騒音レベル）
		予測条件	・建設機械の種類別周波数別パワーレベル ・建設機械の種類別稼働台数 ・建設機械の配置 ・地表面状況 ・騒音対策の方法
		予測方法	・「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model2007”」に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	・工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	・道路交通騒音（等価騒音レベル）
		予測条件	・工事関係車両走行ルート ・音源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） ・事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・「日本音響学会 道路騒音予測“ASJ RTN-Model2008”」に基づく予測
		予測場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点（図 5-3-1（p.75）参照）
		予測時期	・工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期
供用時	施設の稼働	予測事項	・施設の稼働による騒音レベル
		予測項目	・施設稼働騒音（等価騒音レベル及び時間率騒音レベル）
		予測条件	・施設等種類別パワーレベル ・施設等の種類別稼働台数 ・施設等の配置 ・地表面状況 ・騒音対策の方法
		予測方法	・騒音伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期
	施設関連車両の走行	予測事項	・施設関連車両の走行による騒音レベル
		予測項目	・道路交通騒音（等価騒音レベル）
		予測条件	・施設関連車両走行ルート ・音源条件（走行ルート別施設関連車両台数、走行速度、道路構造等） ・事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・「日本音響学会 道路騒音予測“ASJ RTN-Model2008”」に基づく予測
		予測場所	・施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点（図 5-3-1（p.75）参照）
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期

(3) 振動

[調 査]

既存資料調査	調査目的	・事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	・道路交通振動
	調査方法	・「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 19 年度・平成 20 年度）」の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺における振動の現況把握
	調査事項	(1) 環境振動（時間率振動レベル） (2) 道路交通振動（時間率振動レベル） (3) 地盤卓越振動数 (4) 自動車交通量
	調査方法	(1) 環境振動は、「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に定める方法 (2) 道路交通振動は「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）」に定める方法 (3) 地盤卓越振動数は、1/3 オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分析による方法 (4) 自動車交通量は、数取器を用いて調査 車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする
	調査地点	(1) 環境振動は、事業予定地周辺 4 地点（図 5-3-2（p.76）参照） (2) (3) (4) 道路交通振動、地盤卓越振動数及び自動車交通量は、工事関係車両及び施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点（図 5-3-1（p.75）参照）

現地調査	調査時期	(1)環境振動は、1 年を通して平均的な日と考えられる平日、土曜日及び祝日各 1 日 (24 時間)
		(2) (4) 道路交通振動及び自動車交通量は、1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日、土曜日及び祝日各 1 日 (24 時間)
		(3) 地盤卓越振動数は、道路交通振動調査時に併せて実施

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	・建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	・建設機械振動 (時間率振動レベル)
		予測条件	・建設機械の種類別基準点振動レベル ・建設機械の種類別稼働台数 ・建設機械の配置 ・地盤特性
		予測方法	・振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	・工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	・道路交通振動 (時間率振動レベル)
		予測条件	・工事関係車両走行ルート ・振動発生条件 (走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等) ・地盤特性 ・事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点 (図 5-3-1 (p. 75) 参照)
		予測時期	・工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期
供用時	施設の稼働	予測事項	・施設の稼働による振動レベル
		予測項目	・施設振動 (時間率振動レベル)
		予測条件	・施設等種類別振動レベル ・施設等の種類別稼働台数 ・施設等の配置 ・地盤特性 ・振動対策の方法
		予測方法	・振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期
	施設関連車両の走行	予測事項	・施設関連車両の走行による振動レベル
		予測項目	・道路交通振動 (時間率振動レベル)
		予測条件	・施設関連車両走行ルート ・振動発生条件 (走行ルート別施設関連車両台数、走行速度、道路構造等) ・事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	・施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路 6 地点 (図 5-3-1 (p. 75) 参照)
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期

(4) 低周波音

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・既存施設の低周波音の概況把握
	調査方法	・既存施設の低周波音測定結果の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の低周波音の現況把握
	調査事項	・音圧レベル ・1/3 オクターブバンド別音圧レベル
	調査方法	・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 環境庁）に準拠する方法
	調査地点	・事業予定地周辺 4 地点（図 5-3-2（p. 76）参照）
	調査時期	・1 年を通して平均的な日と考えられる平日、土曜日及び祝日各 1 日（24 時間）

[予 測]

供用時	施設の稼働	予測事項	・施設の稼働による低周波音
		予測項目	・音圧レベル ・1/3 オクターブバンド別音圧レベル
		予測条件	・既存施設の低周波音発生状況 ・低周波音防止の方法
		予測方法	・既存資料調査からの推計
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期

(5) 悪臭

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・既存施設の悪臭の概況把握
	調査事項	・特定悪臭物質 ・臭気指数
	調査方法	・既存施設の悪臭測定結果の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の悪臭の現況把握
	調査事項	・特定悪臭物質 ・臭気指数
	調査方法	・特定悪臭物質は「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）に定める方法 ・臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法
	調査地点	・事業予定地周辺 4 地点（図 5-3-2（p. 76）参照）
	調査時期	・夏季に 1 日（午前・午後の 2 回）

[予測]

供用時	施設の稼働	予測事項	・施設の稼働による悪臭
		予測項目	・特定悪臭物質 ・臭気指数
		予測条件	・既存施設の悪臭発生状況 ・悪臭防止の方法
		予測方法	・既存資料調査からの推計
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期

(6) 土壌
[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地内での汚染の把握
	調査方法	・地歴調査による事業予定地における特定有害物質の使用状況を把握
現地調査	調査目的	・事業予定地内の土壌調査
	調査事項	(1) ダイオキシン類 (2) 特定有害物質
	調査方法	(1) ダイオキシン類 ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 21 年 3 月改訂 環境省)に定める方法 (2) 特定有害物質 ・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平成 24 年 8 月改訂 環境省)に定める方法
	調査地点	・事業予定地内

[予 測]

工事中	外構工事	予測事項	・土壌汚染が確認された場合の影響
		予測項目	・ダイオキシン類 ・特定有害物質
		予測条件	・工事計画 ・対策方法 等
		予測方法	・工事計画に基づく推計
		予測場所	・事業予定地及びその周辺

(7) 廃棄物等
[調 査]

現地調査	調査目的	(1) 石綿使用状況の把握 (2) ダイオキシン類汚染状況の把握
	調査事項	(1) 石綿の使用状況及び量 (2) ダイオキシン類の汚染状況
	調査方法	(1) 図面等による確認 (2) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づくサンプリング調査

[予 測]

工事中	既存設備の 解体・撤去 ・ 外構工事 ・ 新規設備の 設置	予測事項	・工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	・建設系廃棄物の種類及び発生量 ・石綿及びダイオキシン類除去作業で発生する廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	・工事計画及び廃棄物等の処理の方法 ・廃棄物等の発生原単位
		予測方法	・工事計画及び発生原単位から発生量及び再資源化量を推計
		予測時期	・工事期間全体
供用時	施設の稼働	予測事項	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	・事業に伴う廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	・事業計画 ・廃棄物処理方法
		予測方法	・事業計画に基づく推計
		予測時期	・施設稼働時

(8) 温室効果ガス等

[調 査]

現地調査	調査目的	(1) オゾン層破壊物質量の把握 (2) 事業予定地内における緑地の現況把握
	調査事項	(1) オゾン層破壊物質の使用状況及び量 (2) 緑地の状況
	調査方法	(1) 図面等による確認 (2) 現地踏査

[予 測]

工事中	既存設備の 解体・撤去	予測事項	・ オゾン層破壊物質の処理
		予測項目	・ 既存設備の解体・撤去に伴い発生するオゾン層破壊物質の処理方法
		予測条件	・ オゾン層破壊物質の使用状況及び工事計画等
		予測方法	・ 工事計画及び類似事例等に基づく推計
		予測時期	・ 既存設備解体・撤去中
	既存設備の 解体・撤去 ・ 外構工事 ・ 新規設備の 設置 ・ 工事関係車両 の走行	予測事項	・ 工事に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	・ 工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	(1) 工事計画 (2) 建設機械の稼働 ・ 建設機械の種類別稼働台数 ・ 建設機械の種類別燃料消費量又は電力消費量 ・ 燃料原単位又は電力原単位 (3) 建設資材の使用 ・ 建設資材の使用量 ・ 資材の種類別排出量原単位 (4) 建設資材の運搬 ・ 工事関係車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 (5) 廃棄物の発生 ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数
		予測方法	・ 活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 工事期間全体
	供用時	予測事項	・ 施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	・ 施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	(1) 事業計画 (2) 施設の稼働 ・ エネルギー種類別年間消費量 ・ エネルギー種類別原単位 (3) 自動車交通の集中・発生 ・ 施設関連車両の走行 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 (4) 廃棄物の発生 ・ 事業に伴う廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 事業に伴う廃棄物の種類別・処分方法別排出係数 (5) 緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量 ・ 植栽による総葉面積 ・ 植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量
		予測方法	・ 活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 施設の稼働が定常状態となる時期

(9) 安全性

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	・交通量の状況 ・交通事故の発生状況
	調査方法	・「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」の整理 ・「名古屋市内の交通事故」（名古屋市）の整理 ・「愛知の交通事故」（愛知県警察本部）の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	(1) 通学路の指定状況 (2) 歩行者数及び自転車交通量 (3) 交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	(1) 通学路の指定状況は、聞き取りによる調査 (2) 歩行者数及び自転車交通量は、数取器を用いて測定 (3) 交通安全施設及び交通規制の状況は、現地踏査により調査
	調査場所	(1) (3) 通学路の指定状況、交通安全施設及び交通規制の状況は調査区域内 (2) 歩行者数及び自転車交通量は、事業予定地出入口 2 地点（図 5-3-2（p. 76）参照）
	調査時期	・1 年を通して平均的な日と考えられる平日、土曜日及び祝日各 1 日（24 時間）

[予 測]

工事中	工事関係車両 の走行	予測事項	・工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	・事業予定地周辺の発生集中交通量 ・工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	・工事関係車両走行ルート及び発生集中交通量 ・歩行者数及び自転車交通量 ・安全施設の状況 ・事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	・工事計画に基づく推計
		予測場所	・工事関係車両出入口 2 地点（図 5-3-2（p. 76）参照）
		予測時期	・工事関係車両台数が最大となる時期
供用時	施設関連車両 の走行	予測事項	・施設関連車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	・事業予定地周辺の発生集中交通量 ・施設関連車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	・施設関連車両走行ルート及び発生集中交通量 ・歩行者数及び自転車交通量 ・安全施設の状況 ・事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	・事業計画に基づく推計
		予測場所	・施設関連車両出入口 2 地点（図 5-3-2（p. 76）参照）
		予測時期	・施設の稼働が定常状態となる時期

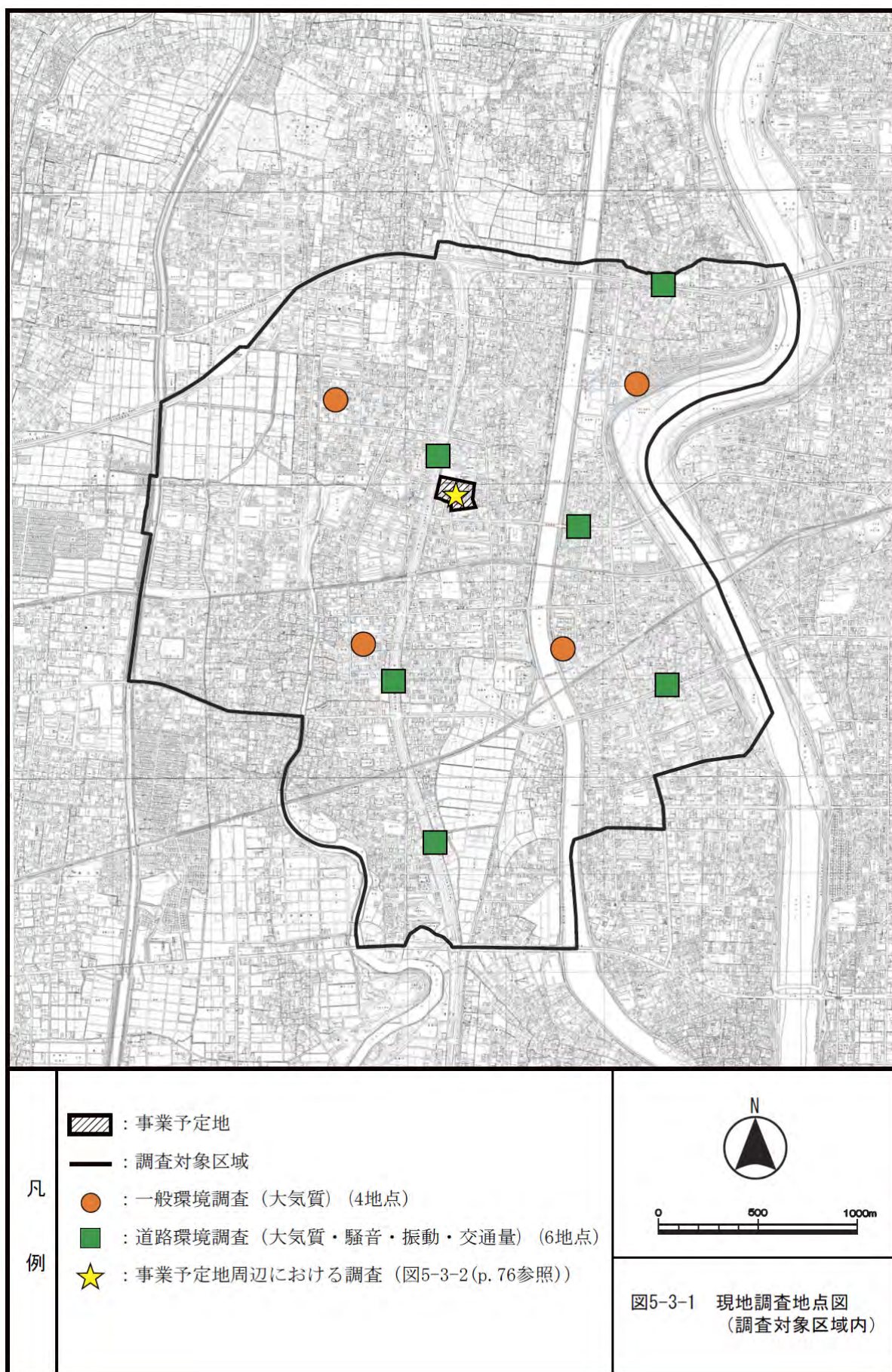
(10) 緑地等

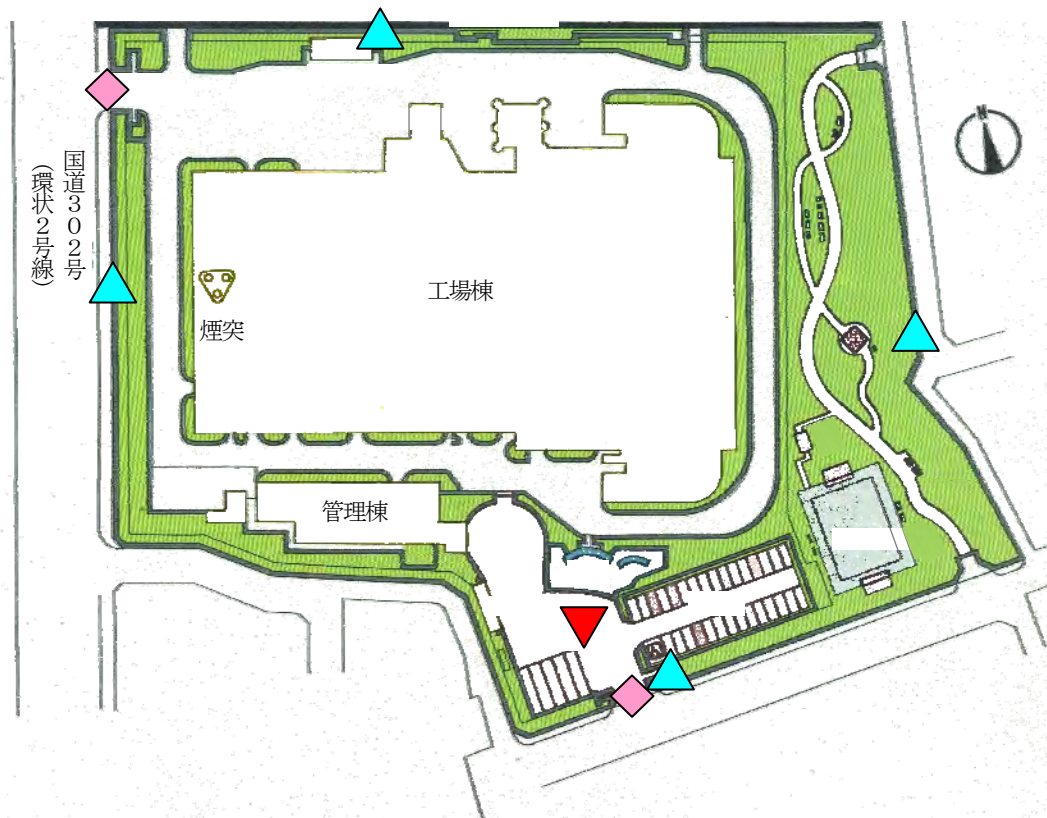
[調 査]

現地調査	調査目的	・事業予定地内における緑地の現況把握
	調査事項	・緑地の状況
	調査方法	・現地踏査
	調査場所	・事業予定地内における緑地の現況把握

[予 測]

存在時	施設の存在	予測事項	・施設供用時の緑地等の状況
		予測項目	・緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	・緑化計画
		予測方法	・事業計画に基づく推計
		予測場所	・事業予定地内
		予測時期	・施設の供用時





▼ : 一般環境、気象調査
(大気質) (1 地点)

▲ : 一般環境調査
(騒音・振動・低周波音・悪臭) (4 地点)

◆ : 歩行者数・自転車交通量 (2 地点)

図 5-3-2 現地調査地点図 (事業予定地周辺)

第 6 章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避又は低減する。
- (2) 国、愛知県又は名古屋市による基準又は目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び 6-1 で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性、緑地等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質、騒音、振動、悪臭、土壌、緑地等

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第 7 章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	参照 ページ
		既存資料	現地調査			
大気質	石綿の使用状況及び量 浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄、微小粒子状物質（PM _{2.5} ）、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀濃度 風向、風速、気温、湿度、日射量及び雲量 上層気象の風向、風速及び鉛直分布 自動車交通量（時刻別、方向別、車種別）	○	○	既存設備解体・撤去時の石綿及びダイオキシン類の影響	工事計画に基づく推計	p. 66～68
				建設機械の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測	
				工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度		
				施設の稼働による大気汚染物質濃度		
				施設関連車両の走行による大気汚染物質濃度		
騒音	環境騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） 道路交通騒音（等価騒音レベル） 自動車交通量（時刻別、方向別、車種別）	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	「日本音響学会 建設工事騒音予測 “ASJ CN-Model2007”」に基づく予測	p. 68～69
				工事関係車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測 “ASJ RTN-Model2008”」に基づく予測	
				施設の稼働による騒音レベル	騒音伝搬理論式に基づく予測	
				施設関連車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測 “ASJ RTN-Model2008”」に基づく予測	
振動	環境振動（時間率振動レベル） 道路交通振動（時間率振動レベル） 地盤卓越振動数 自動車交通量（時刻別、方向別、車種別）	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	p. 69～70
				工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
				施設の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	
				施設関連車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
低周波音	低周波音の状況	○	○	施設の稼働による低周波音	既存資料調査からの推計	p. 71
悪臭	悪臭の状況	○	○	施設の稼働による悪臭	既存資料調査からの推計	p. 71
土壌	土壌汚染の状況	○	○	土壌汚染が確認された場合の影響	工事計画に基づく推計	p. 72
廃棄物等	石綿の使用状況及び量 ダイオキシン類の汚染状況	―	○	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	工事計画及び発生原単位から発生量及び再資源化量を推計	p. 72
				施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	事業計画に基づく推計	
温室効果 ガス等	オゾン層破壊物質の使用状況及び量 緑地の状況	―	○	オゾン層破壊物質の処理	工事計画及び類似事例等に基づく推計	p. 73
				工事に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	
				施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガス発生量		
安全性	交通量の状況 交通事故の発生状況 通学路の指定状況 歩行者数及び自転車交通量 交通安全施設及び交通規制の状況	○	○	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく推計	p. 74
				施設関連車両の走行による交通安全への影響	事業計画に基づく推計	
緑地等	緑地の状況	―	○	施設供用時の緑地等の状況	事業計画に基づく推計	p. 74

[資料編]

資料－1 環境影響評価指導要綱に基づく手続きの状況

事項		日程等
現況調査 計画書	届出年月日	昭和 58 年 5 月 2 日
	縦 覧 期 間	昭和 58 年 5 月 10 日～5 月 25 日
	縦 覧 場 所	中川区役所富田支所
環境影響評価 準備書	届出年月日	昭和 59 年 5 月 8 日
	縦 覧 期 間	昭和 59 年 5 月 15 日～6 月 14 日
	縦 覧 場 所	中川区役所富田支所
	説 明 会	開 催 日 昭和 59 年 5 月 25 日、28 日、30 日、6 月 1 日 開催場所 名古屋市立富田中学校、名古屋市立はとり中学校、 名古屋市立助光中学校、名古屋市立供米田中学校
意見書	提 出 期 間	昭和 59 年 5 月 15 日～6 月 29 日
	提 出 件 数	75 件
見解書	提出年月日	昭和 59 年 11 月 22 日
	縦 覧 期 間	昭和 59 年 12 月 6 日～12 月 21 日
	縦 覧 場 所	市役所、中川区役所富田支所
公聴会	開 催 日	開催申請がなかったため開催せず
環境影響評価 審査書	縦 覧 期 間	昭和 60 年 3 月 20 日～4 月 4 日
	縦 覧 場 所	市役所、中川区役所富田支所
環境影響評価書	届出年月日	昭和 60 年 6 月 3 日
	縦 覧 期 間	昭和 60 年 6 月 13 日～6 月 20 日
	縦 覧 場 所	市役所、中川区役所富田支所
事後調査計画書 (工事中)	届出年月日	昭和 60 年 11 月 25 日
事後調査結果報告書 (工事中)	報告年月日	平成 2 年 4 月 10 日
	縦 覧 期 間	平成 2 年 4 月 20 日～4 月 27 日
	縦 覧 場 所	市役所
事後調査計画書 (工事完了後)	届出年月日	平成元年 7 月 15 日
事後調査結果報告書 (工事完了後)	報告年月日	平成 2 年 4 月 10 日
	縦 覧 期 間	平成 2 年 4 月 20 日～4 月 27 日
	縦 覧 場 所	市役所

資料－2 富田工場休止前の状況

平成 20 年度における排ガス濃度等の測定結果は以下のとおりである。

規制基準等が定められているものについては、全て基準等を下回っていた。

項目			単位	基準等	測定結果			定量 限界値
					最大	最小	平均	
排ガス濃度	ばいじん濃度		g/m ³ _N	0.08	0.004	<0.002	0.003	0.002
	硫黄酸化物排出量		m ³ _N /h	7.924	0.617	0.409	0.482	－
	窒素酸化物濃度		ppm	250	31	17	26	－
	塩化水素濃度		mg/m ³ _N	700	70	38	51	－
	ダイオキシン類		ng-TEQ/m ³ _N	1	0.012	0.000057	0.0063	－
	一酸化炭素（4 時間平均値）		ppm	100	39	2	10	－
	燃焼ガス温度		℃	800 以上	929	904	916	－
	集じん器入口ガス温度		℃	おおむね 200 以下	197	197	197	－
排水濃度	下水道放流	水素イオン濃度	－	5.0～9.0	7.8	7.0	7.3	－
		生物化学的酸素要求量	mg/L	600	9.4	<0.5	2.9	0.5
		浮遊物質	mg/L	600	1	<1	<1	1
		大腸菌群数	個/cm ³	－	<30	<30	<30	30
		カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
		シアン化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		六価クロム化合物	mg/L	0.5	<0.04	<0.04	<0.04	0.04
		砒素及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		総水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
		セレン及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0095	0.0095	0.0095	－
焼却灰等溶出量	焼却灰	カドミウム及びその化合物	mg/L	－	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
		シアン化合物	mg/L	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/L	－	0.24	<0.01	0.12	0.01
		六価クロム化合物	mg/L	－	<0.04	<0.04	<0.04	0.04
		砒素及びその化合物	mg/L	－	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		総水銀	mg/L	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
		セレン及びその化合物	mg/L	－	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	3	0.00016	0.000000082	0.000040	－
	飛灰中間処理物	カドミウム及びその化合物	mg/kg-乾	－	1.7	1.7	1.7	0.5
		シアン化合物	mg/kg-乾	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	－	270	97	150	5
		クロム及びその化合物	mg/kg-乾	－	150	150	150	0.5
		砒素及びその化合物	mg/kg-乾	－	1.7	1.7	1.7	0.1
		総水銀	mg/kg-乾	－	0.03	0.03	0.03	0.01
		セレン及びその化合物	mg/kg-乾	－	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	3	0.00016	0.000000082	0.000040	－
焼却灰等含有量	焼却灰	カドミウム及びその化合物	mg/kg-乾	－	32	32	32	0.5
		シアン化合物	mg/kg-乾	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	－	350	350	350	5
		クロム及びその化合物	mg/kg-乾	－	66	66	66	0.5
		砒素及びその化合物	mg/kg-乾	－	4.2	4.2	4.2	0.1
		総水銀	mg/kg-乾	－	4.6	4.6	4.6	0.01
		セレン及びその化合物	mg/kg-乾	－	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	－	0.088	0.047	0.061	－
	飛灰中間処理物	カドミウム及びその化合物	mg/kg-乾	－	32	32	32	0.5
		シアン化合物	mg/kg-乾	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	－	350	350	350	5
		クロム及びその化合物	mg/kg-乾	－	66	66	66	0.5
焼却灰熱灼減量			wt%	10	5.2	1.7	3.2	0.1

注）飛灰中間処理物については、重金属固定剤等による薬剤処理を行っているため、規制適用除外。

資料－3 大気汚染に係る環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

(2) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境基準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること。

(3) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物質	環境目標値	地域
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	名古屋市全域
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	年平均値が 3 μ g/m ³ 以下であること	

(4) 有害大気汚染物質

① 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

② 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 0309300004 号)

(平成 18 年環境省通知環水大総発第 061220001 号)

(平成 22 年環境省通知環水大総発第 101015002 号)

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀	年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下

資料－4 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

資料－5 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

(2) 生活環境保全に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

① 河川（湖沼を除く。）

1)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス 電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 21 に定める 方法	昭和 46 年環境庁 告示第 59 号付表 9 に掲げる方法 に掲げる方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定量 法	

備考 1 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ以上とする。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう（海域もこれに準ずる。）。

4 最確数による定量法とは、次のものをいう（海域もこれに準ずる。）。

試料 10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ・・・のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mℓ以下の場合は 1mℓに希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 酔酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mℓ中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

- 3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 〃 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	基準値	該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	水域類型ごとに指定する水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 10 の 1 (1) による。）	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 11 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

② 水域類型の指定

1) 名古屋市内水域

水 域	該当類型	達成期間
荒 子 川 （ 全 域 ）	E	イ
中 川 運 河 （ 全 域 ）	E	イ
堀 川 （ 全 域 ）	D	イ
山 崎 側 （ 全 域 ）	D	イ
天 白 川 （ 全 域 ）	C	イ

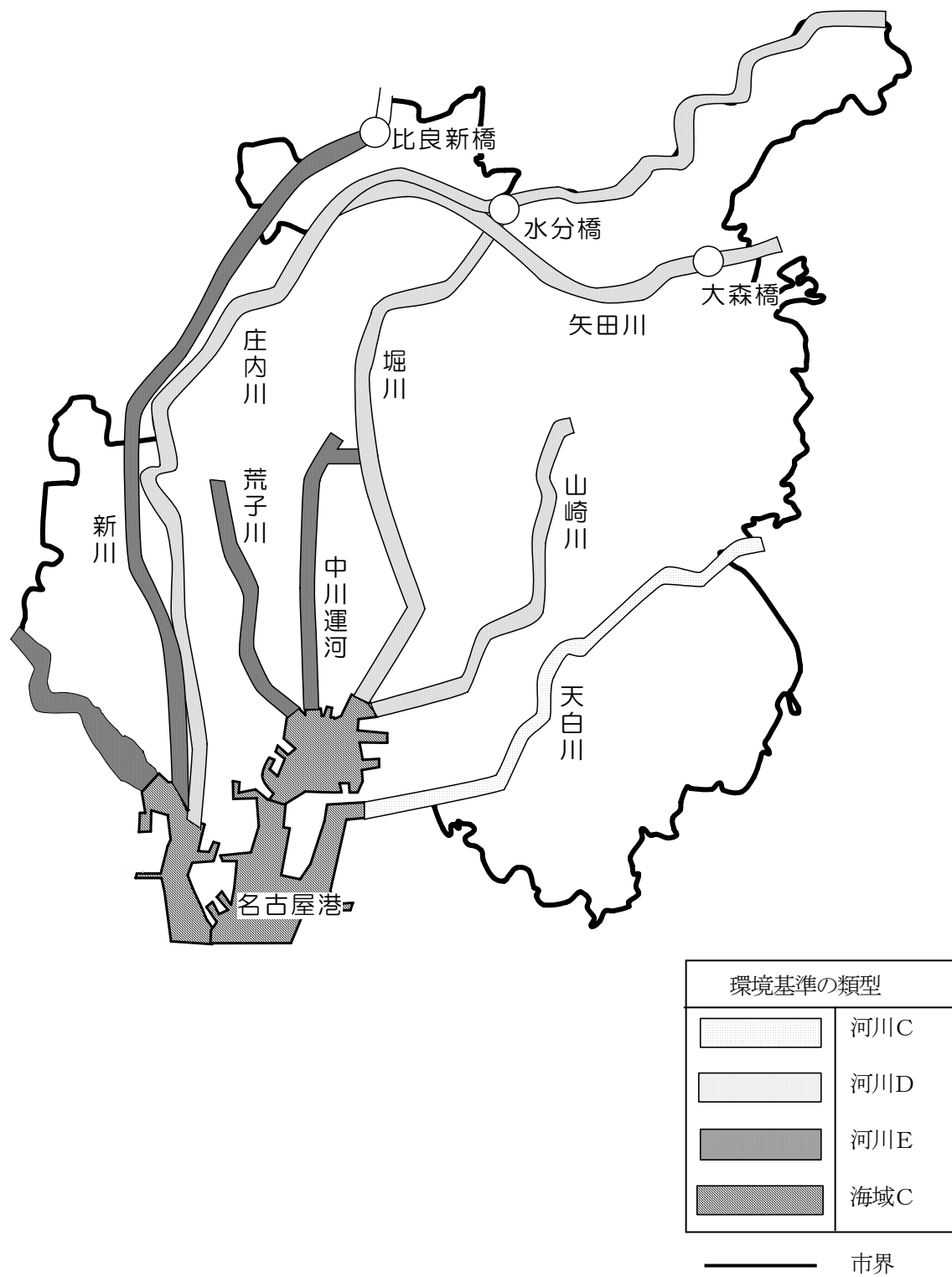
2) 庄内川等水域

水 域	該当類型	達成期間
庄 内 川 （ 土 岐 川 ） 上 流 （ 小 里 川 合 流 点 より 上 流 ）	A	イ
庄 内 川 中 流 （ 1 ） （ 小 里 川 合 流 点 から 水 野 川 合 流 点 ）	B	イ
庄 内 川 中 流 （ 2 ） （ 水 野 川 合 流 点 から 水 分 橋 ）	D	イ
庄 内 川 下 流 （ 水 分 橋 より 下 流 ）	D	イ
矢 田 川 上 流 （ 大 森 橋 より 上 流 ）	D	ロ
矢 田 川 下 流 （ 大 森 橋 より 下 流 ）	D	イ
新 川 下 流 （ 新 橋 より 下 流 ）	E	ハ
五 条 川 下 流 （ 待 合 橋 より 下 流 ）	E	イ
日 光 川 （ 全 域 ）	E	ハ

注：達成期間の分類（海域についても同様）

分類	達成期間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的すみやかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的すみやかに達成

③ 各水域の環境基準の類型（全窒素、全燐を除く）



(3) 水質汚濁に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

① 水の安全性に関する項目

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

② 水質の汚濁に関する項目

項目		区分	河 川			測定方法
			☆☆☆	☆☆	☆	
			川に入っ ての遊 びが楽し める	水際での遊 びが楽し める	岸辺の散 歩が楽 しめる	
水 質 目 標 値	水素イオン 濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下	規格 21 に定める方法	
	化学的 酸素要求量 (COD)	—	—	—	規格 17 に定める方法	
	浮遊物質 量 (SS)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下	付表 9 に掲げる方法	
	溶存酸素 量 (DO)	5 mg/ℓ 以上		3 mg/ℓ 以上	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	ふん便性 大腸菌群数	1000 個 /100ml 以下	—	—	メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法	
	全窒素	—	—	—	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	
	全 磷	—	—	—	規格 46.3 に定める方法	
親 し み や す い 指 標	透視度	70 cm 以上	50 cm 以上	30 cm 以上		
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸でも不快でないこと。		
	水の色	異常な着色のないこと。				
	水 量	流れのあること。				
	ご み	ごみのないこと。				
	生物指標	[淡水域] アユ、モロコ類、ヒラタケワカサギ類、ハクダチソウ	[淡水域] カマツカ、オイカワ、コガネワカサギ類、シマビロコ類 [汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	[淡水域] フナ類、イトトンボ類、ミスミシ(甲殻類)、ヒル類 [汽水域] フジツボ類		

注) 1 「測定方法」の欄において「規格」とは、日本工業規格 K0102 をいい、「付表」とは昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号にかかげるものをいう。

2 水質目標値は日間平均値とする。

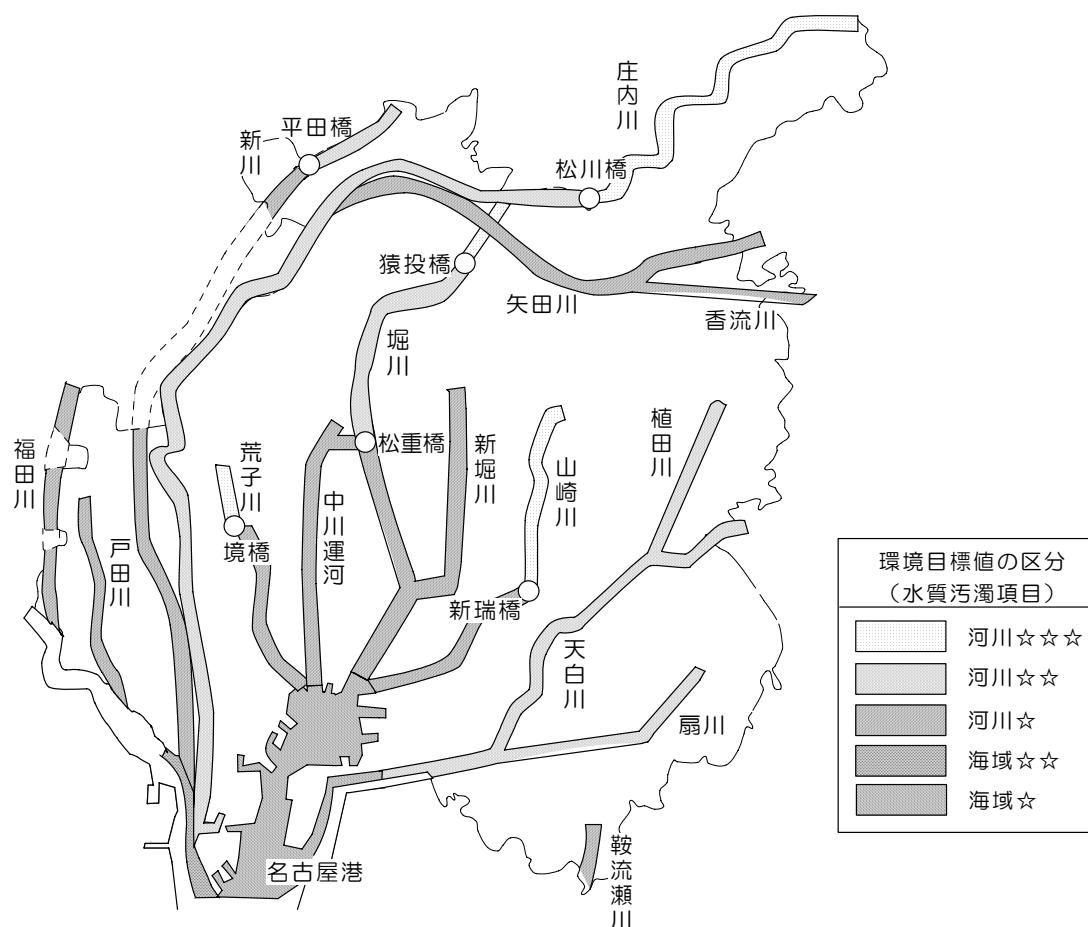
3 BOD、COD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。

4 全窒素、全磷については、年間平均値とする。

5 平成 22 年度を目途として、その達成維持を図るものとする。

③ 地域区分

水域	区分	親水イメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っ ての遊 びが楽 しめ る	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊 びが楽しめ る	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋より下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩 が楽しめ る	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）



(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料－6 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 10につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 10につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること。
備考	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 10につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

資料－7 ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（定められた方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

[用語解説]

【全 体】

・ 環境基準

「環境基本法」第16条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁(底質も含む)、土壤汚染について定められている。

・ 環境影響評価（環境アセスメント）

道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政が意見を出しあい事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みである。

・ 方法書

環境影響評価（環境アセスメント）を行うにあたって、あらかじめどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかを示すものである。

方法書は、市長により告示・縦覧され、誰でも環境の保全の見地からの意見を提出することができる。

【大気質関連】

・ 石綿

石綿（いしわた、せきめん）は、天然の繊維状の鉱物で、アスベストとも呼ばれており、熱や摩擦に強く、丈夫で変化しにくいという性質を持っているため、耐火、断熱及び防音などの目的で、建材などに利用されてきた。石綿の繊維は、非常に細かいため、空気中に飛散した状態であると、人が吸い込んでしまう恐れがあるため、石綿を使用している建物を解体するときなどは、十分な飛散防止対策を行う必要がある。

・ 最大着地濃度

排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど大きく、大気が不安定なほど小さい。

・ 一般環境大気測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。

・ 自動車排出ガス測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。

・ 2%除外値

一日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外したうち、最も大きい測定値を2%除外値という。

・ 年間98%値

測定局ごとの年間値における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものをいう。

・ ppm

濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。例えば、1m³の空気中に1cm³の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を1ppmと表示する。

・ m³_N

排ガス量などの体積を表す便宜的な単位で、温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル(m³)単

位の体積である。従来 Nm^3 で表されていたが、Nが国際単位の新メートルと間違えられるため m^3_{N} に改められた。

- ・硫黄酸化物 (SO_x)

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄 (SO_2)、三酸化硫黄 (SO_3) などの総称。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質である。また、上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられている。

- ・窒素酸化物 (NO_x)

一般的に燃焼に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり、空気中の窒素が酸化されたりすることで生成される物質で、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO_2) などの総称。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、二酸化窒素 (NO_2) は肺深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い物質である。また、大気中で酸化され硝酸塩となり、雨水に溶けると酸性雨になると考えられている。

- ・浮遊粒子状物質 (SPM)

発生源は、土砂等の飛散、固体物質の破碎によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) と呼んでいる。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部まで侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える物質である。

- ・微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) と呼んでいる。より粒径が小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

- ・オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物 (NO_x)、炭化水素 (HC) などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン (O_3) である。人体には、目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害を与え、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる物質である。

- ・一酸化炭素 (CO)

酸素不足の状態、ものが燃焼する際 (不完全燃焼) に発生する無色・無臭の気体のことであり、血液中のヘモグロビンと結合しカルボニルヘモグロビンを形成して酸素運搬を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こす物質である。主な発生源は、自動車の排出ガスや化石燃料を使用する施設があげられる。

- ・塩化水素 (HCl)

石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック (ポリ塩化ビニルなど) の中に含まれる塩素が、燃焼に伴って放出された物質のことである。

- ・短期濃度

「環境基準による大気汚染の評価 (二酸化硫黄等)」 (昭和48年6月12日 環大企143号大気保全局長通知) によると、「二酸化硫黄等の大気汚染の状況を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。」としていることから、当計画による影響濃度を1時間値として予測し、その影響を評価する。

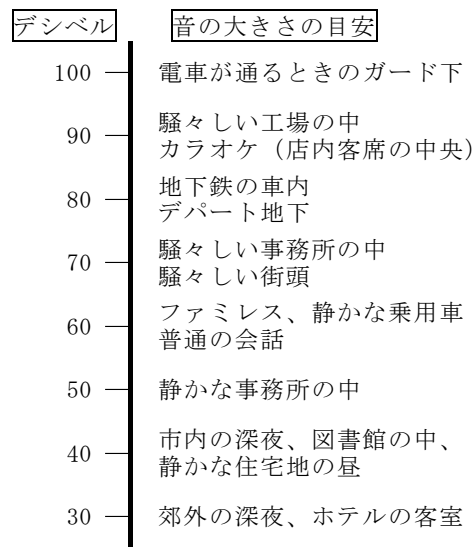
- ・長期濃度

「環境基準による大気汚染の評価 (二酸化硫黄等)」 (昭和48年6月12日 環大企143号大気保全局長通知) によると、「本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。」としていることから、当計画による影響濃度を年平均値として予測し、その影響を評価する。

【騒音関連】

・騒音レベルの目安

J I Sに規定される普通騒音計または精密騒音計の周波数補正回路A特性で測定して得られた値であり、騒音の大きさ（デシベル(A)）を表すものである。



出典：「工場等騒音・振動の規制のあらまし」（愛知県ホームページ）

・要請限度

騒音規制法・振動規制法において、市町村長が自動車騒音・道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して措置をとるべきことを要請するとされている限度値。地域の区分別、時間帯別に定められている。

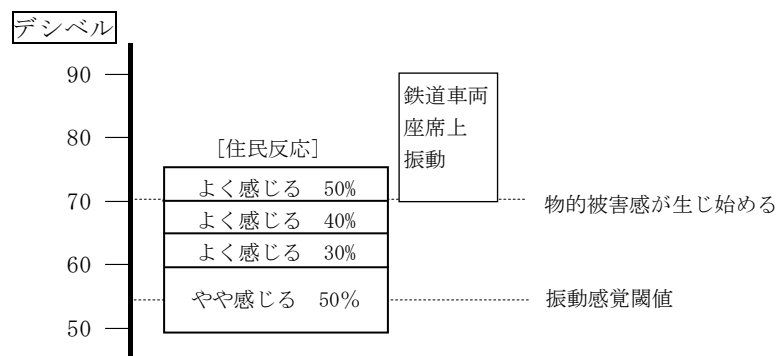
・オクターブバンド

オクターブとは、周波数が倍になるまでの音、つまり音階のドから次のドまでの間のことをいい、オクターブバンドとは、1オクターブ分の周波数帯のことをいう。音の解析を行う際には、オクターブバンド解析とそれをより細かくした1/3オクターブバンド解析がある。

【振動関連】

・振動レベルの目安

J I Sに規定される振動レベル計の、人体の全身を対象とした振動感覚補正回路で測定して得られた値であり、振動の大きさ（デシベル）を表すものである。なお、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性と水平振動特性の2種類があり、振動の規制基準等はすべて鉛直振動特性の振動レベルとなる。



出典：「工場等騒音・振動の規制のあらまし」（愛知県ホームページ）

・地盤卓越振動数

道路交通振動レベルに影響を及ぼす要因の1つである地盤条件を表わす指標で、その地盤固有の主体となる振動数をいう。軟弱地盤では、堅い地盤に比べて小さい値となる。

本書における図面は、名古屋都市計画基本図を使用して作成した。